

研究紀要

collection vol.45



- | | |
|--|----------------------|
| 1. 父親関与が家族の幸福感やアウトカムに与える影響
—日米比較分析— | 二階堂 ひさ子 1
中 島 真 澄 |
| 2. 相談援助実習における実習事前教育のあり方に関する一考察 | 日 下 輝 美 13 |
| 3. コミュニティ心理学の臨床分野へのさらなる貢献 | 須 田 誠 21 |
| 4. 癒しから新生へ—現代のファッションに蘇る
戦後の女性のエネルギーについて | 片 山 邦 子 29 |
| 5. 日本における高齢者介護政策の根拠を探る | 高 橋 雄 二 39 |
| 6. 「職業婦人」の理想と現実
—女性の新たな生き方の模索— | 小 松 由 美 53 |

SUMMARY STUDY REPORTS 2012

福島学院大学
大学院・福祉学部・短期大学部

筆 者 紹 介

二階堂	ひさ子	教	授
中島	真澄	教	授
日下	輝美	講	師
須田	誠	講	師
片山	邦子	教	授
高橋	雄二	講	師
小松	由美	准	教 授

父親関与が家族の幸福感やアウトカムに与える影響 —日米比較分析—

Does Father Involvement Impact on Happiness of Parents and Outcome of Children?
A Comparison between Japan and the U.S.

二階堂 ひさ子
Hisako Nikaido

中島 真澄
Masumi Nakashima

目次

はじめに

第1節 調査対象者の属性

第2節 子育てに伴う幸福および困難

第3節 父親関与の質および量

第4節 父親関与と両親の幸福度との関連性

第5節 父親関与が子どものアウトカムに与える影響

おわりに

はじめに

米国では、1970年代後半ごろから父親関与が子どもの発達に重要であること (Lamb et al. 1985) が主張されて以来、父親関与に関してさまざまなアプローチによる研究が構築されてきている (Amato and Rivera, 1999; Rohner and Veneziano 2001)。そして、多くの実証研究によって親の関与と子どもの発達との間には有意な関連性があることが明らかにされている。特に、2000年代になると、父親関与と子どものアウトカムとの間に有意な関連性があることが示されるようになってきている (Dye 2006; Finely and Schwartz 2004)。

二階堂・中島 (2011) は、2010年に「父親関与に関するアンケート調査」を実施し、米国における父親関与の現状、子育てに伴う喜びおよび困難さについての意識をたずねた。米国では、サウスキャロライナ州スパルタンバーグYMCA および Lantern Ridge スイムチーム所属の両親に2010年6月1日から6月30日に直接依頼して同じ質問票について回答してもらいその場で回収した。われわれは、先回の米国でのアンケート調査結果をふまえて、わが国における両親にたいして、先

回の質問票と同様の内容で、「父親関与に関するアンケート調査」を実施した。

わが国の調査対象は、福島学院大学福祉心理学科、保育学科第1部1年次AB、情報ビジネス科2年次生合計98名の両親 (福祉心理学科26名、保育学科第1部A47名、情報ビジネス科2年次生25名) である。わが国における両親には、2012年11月1日から11月30日に調査対象学生の両親宛で (返送期日は2012年11月末日) 後日回収した。

本質問票は、13問で構成されている (APPENDIX 参照)。それぞれの質問は、I. 子育てに伴う幸福および困難、II. 父親関与および子どものアウトカム (学校愛着度と学業成績) に分かれている。

本研究の貢献は、次のとおりである。本研究は、子育て研究で明らかにされてきた、子育ての実態だけではなく、公表データから判断することが困難な両親の子育てに関する意識を直接引き出すことができた¹⁾。また、本調査は、父親関与を量および質で測定して、1つの国の父親関与の量と質だけではなく、国際的な影響力のある米国における父親関与の量と質とを比較し、

この日米比較を通してわが国における父親関与にたいする改善策を検討することができた。さらに、日米の質問票にたいする回答の単純比較ではなく、回答を利用した実証分析も実施している。本調査結果は、父親関与の子どものアウトカムにたいする有効性について明らかにするとともに、わが国における父親関与と改善への提言を示すことができる。

本論文の構成は次のとおりである。第1節で調査対象者の属性を示す。第2節で、子育てに伴う幸福および困難についての回答結果を示す。第3節で父親関与の質および量の回答結果を提示する。第4節では、父親関与と両親の幸福度との関連性を分析する。第5節では、父親関与が子どものアウトカムに与える影響について検証結果を示す。最後に、要約、限界および将来研究を述べる。本研究は、父親関与と両親の幸福度、子どものアウトカムに関するアンケートの回答に基づいた分析であり、父親関与の認知についてのアンケート結果の分析は次回実施する。

第1節 調査対象者の属性

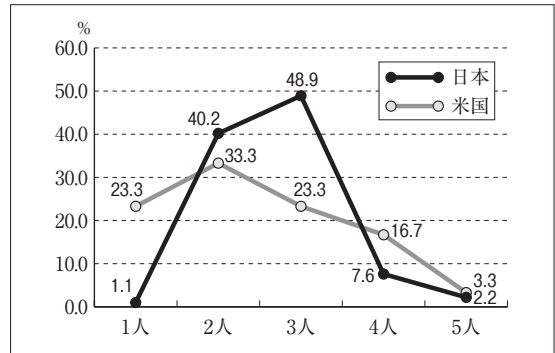
われわれは、福島学院大学福祉心理学科学生35名、保育学科1年次学生78名、情報ビジネス科1年次および2年次学生111名に質問票を渡し、当該学生の両親98名から回答を得た（回収率43.75%²）。米国では、サウスカロライナ州スバルタンバーグ市YMCA およびLantern Ridge スイムチーム所属の両親に対して対面式で質問を実施し、63名から回答を得た（回収率100%³）。本調査は、回答してくれた本学学生両親の98名、米国の両親63名を分析対象とする。両親の年齢、子どもの数、母親の有職性、ホームスクールを実施しているかどうかなど、調査対象者の属性は以下のとおりである。

まず、父親（母親）の年齢の平均値は、日本が50.520（47.840）、米国が39.670（38.930）であり、日本の調査対象の父親（母親）の年齢が高いことがわかる。日本の調査対象者は、大学生の両親であるため、その年齢が米国より10歳ほど高くなっている。

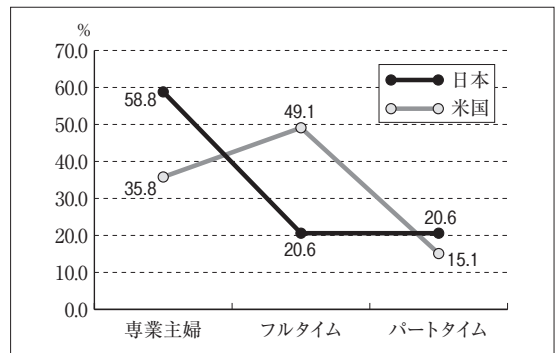
回答者の子ども数は、図表1のとおりである。子どもの数2人、3人がそれぞれ40.2%、48.9%、米国は33.3%、23.3%である。また、その子どもの数の平均値は、日本は2.7人で、米国は2.4人であり、調査対象者に関しては日本のほうの子ども数が多い。

母親がフルタイム、パートタイム、専業主婦かどうかの分類は、図表2のとおりである。専業主婦が日本

図表1 子どもの数



図表2 フルタイム、パートタイム、専業主婦



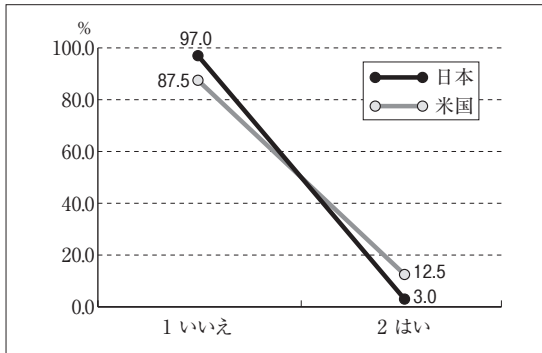
は58.8%、米国は、35.8%である。フルタイム従事者は日本では20.6%、米国は49.1%であった。わが国では女性は出産で退職し、半数以上が専業主婦となっている一方で、米国ではフルタイムとして続けている母親が半数以上であることがわかる。このことから、母親の就業と子育ての現状を同時に検討していかなければならないことに気づく。

ホームスクールかどうかについての分類は表3のとおりである。米国ではホームスクールが社会に浸透している。家庭でホームスクールを実施しているかどうかも父親関与に関連しているのではないかと予想し、変数としてとりあげている。調査対象者に関しては、日本はほとんどホームスクールを実施していないが、米国では12.5%の両親がホームスクールを実施していることがわかった。

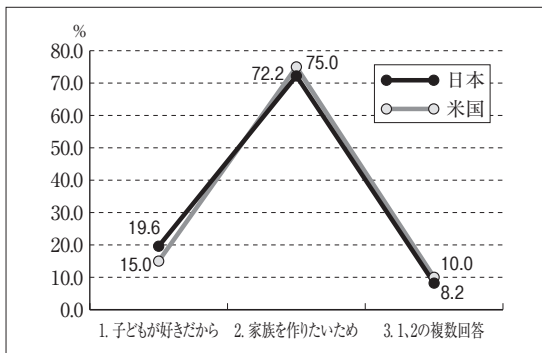
第2節 子育てに伴う幸福および困難

質問1は、子どもがほしかった理由をたずねている。回答は、1（子どもが好きだから）、2（家族を作った

図表3 ホームスクールかどうか



図表4 子どもがほしかった理由

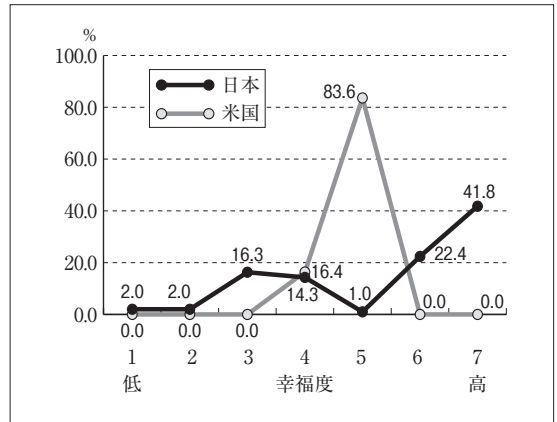


いため)の中から1つを選択する形式になっている。1と2の複数回答は3にしている。回答についての集計結果は図表4のとおりである。日米ともに、家族をつくりたいためが7割以上を示している。

質問2は、両親に子育てに幸せを感じるかどうかを1から7のリカートスケール(1が最小値、7が最大値)でたずねた(図表5)。幸福度が7のうち5と回答した人は、米国が83.6%であり、日本では41.8%が7と回答しているものの、普通(回答3,4)と回答した人がそれぞれ16.3%、14.3%となっている。幸福度の平均値は、日本が5.760、米国が4.848で日本のほうが高くなっているが、標準偏差をみると、日本と米国の標準偏差は、それぞれ1.420、0.373であり、日本の両親のほうが幸福を感じる度合いが散らばっていることがわかる。米国では8割以上の両親が子育てに強く幸せを感じている一方、わが国では子育てに伴う幸福感の度合いはさまざまとなっていることがわかった。

質問3は、子育てに伴う幸福を記述式でたずねている(図表6)。回答は、1が子どもの成長、2が子どもの笑顔、3が家族としての共有、4が自己の夢の再現、

図表5 子育ての幸福度

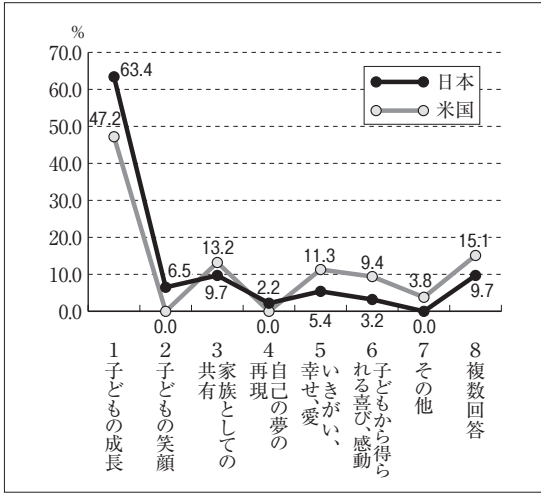


5がいきがい、幸せ、愛、6が子どもから得られる喜び、感動、7がその他、8が複数回答を8である。日米それぞれ両親の63.4%、47.2%が、子どもの成長をみることが子育てに伴う幸福となっている。次に多いのが家族として時間を共有することが9.7%、13.2%(日本、米国)で多く、生きがいと感じている人も5.4%、11.3%(日本、米国)と3番目に多かった。

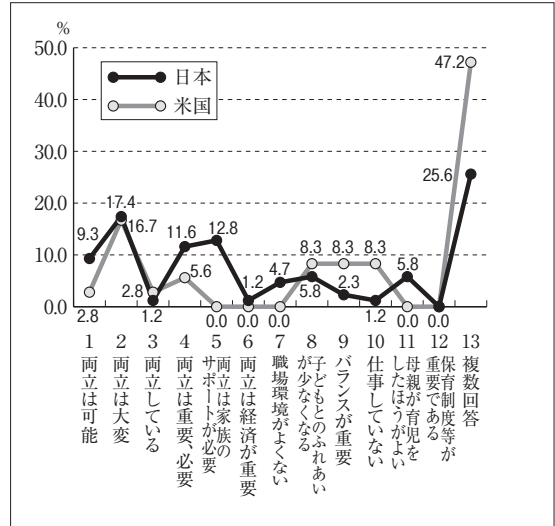
質問4は、子育てに伴う困難さについてたずねている(図表7)。回答は、1がしつけ、2が教育、3が経済的問題、4が子どもの病気、5が仕事との両立、6が時間、余裕、7が家族の非協力性、8がストレスで、9が複数回答である。日米ともにそれぞれ30.3%、53.1%の両親が、しつけが子育てに伴う困難と答えていることがわかる。米国では53.1%という半数以上の両親が、しつけが困難と最も多く答えているが、次に経済問題と時間がそれぞれ12.2%と高くなっている。一方、日本は、米国と同様に30.3%としつけが困難であるともっとも多く回答しているが、次に高いのが経済問題(18.2%)および子どもの病気(18.2%)となっており、日本では子育てにおいて経済問題が深刻であることがうかがえる。

質問5は、子育てと仕事の両立についてたずねている(図表8)。1が両立は可能、2が両立は大変2、3が両立している、4が両立は重要、必要である、5は両立は家族のサポートが必要、6は両立は経済力が重要である、7は職場環境が整っていない、8は子どもとのふれあいが少なくなる、9はバランスが重要である、10は仕事していない、11は母親が育児をしたほうがよい、12は保育制度等が重要である、13は複数回答である。米国も日本も複数回答が多く、グラフが右寄

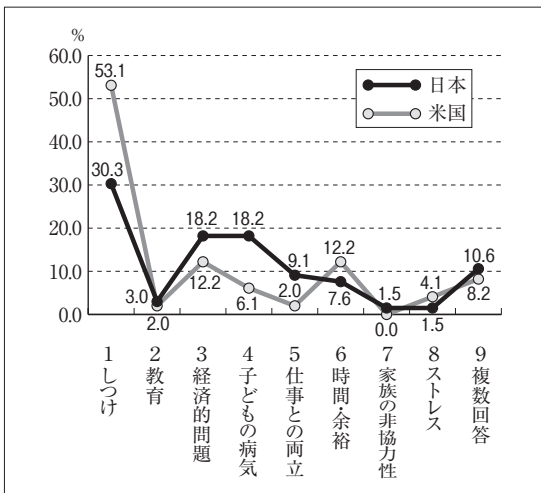
図表6 子育てに伴う幸せの具体的内容



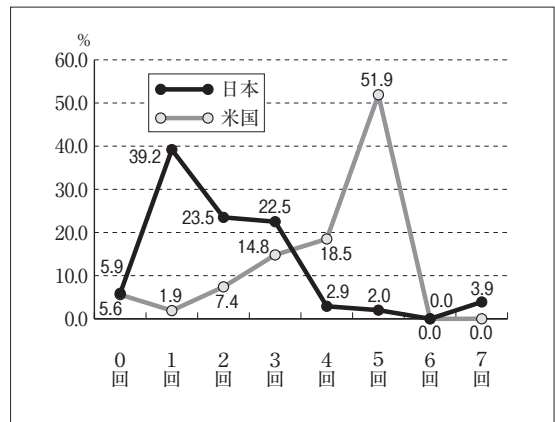
図表8 子育てと仕事の両立に関する意見



図表7 子育てに伴う困難の具体的内容



図表9 父親が子どもをほめる回数（1日あたり）



りになっているが、米国は、両立は大変だが、重要なことであると、両立することを前向きにとらえている。一方、日本は、両立は可能であるが、ただし家族のサポートや職場環境等について整備されている場合に限るなどという回答が目立った。このことから、子育てと仕事を両立させていくことと父親関与を同時に考えていくことについては日本ではまだこれからだということがわかった。

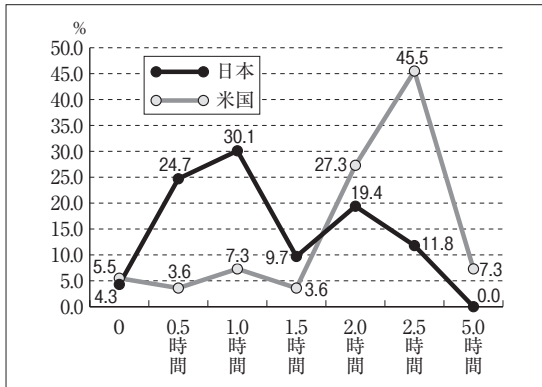
第3節 父親関与の質および量

Dye (2006) は、Survey of Income and Program Participation (SIPP) のデータを用いて父親関与と子ど

も（6歳から17歳を対象とする）の良好な発達との関連性を検証している。本研究においても、Dye (2006) と同様に、父親関与変数として(1)父親が1日に子どもをほめる回数、(2)父親が1日に子どもと話したり遊んだりする時間、(3)父親が1週間に子どもと夕食とともにする、を用いる。そしてその父親関与指数と学校にたいする愛着度および学業成績との関連性を分析する。

父親関与の概念は、米国では、時間量から父親と子どもの相互関係の内容など質的的局面にも焦点を合わせて検討されている。われわれは、父親関与概念を1日あたりほめる回数を父親関与の質、子どもと話したり遊んだりする時間を父親関与の質と量両方、夕食をとる回数を父親関与の量としてこの3つをたずね

図表10 父親が子どもと話したり遊んだりする時間



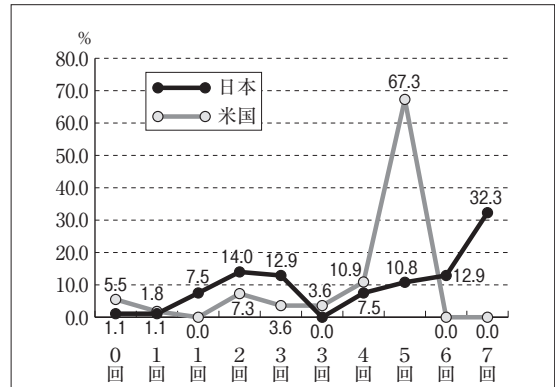
ている。回答は、それぞれ1日あたり1～7回、0時間から2.5時間以上、1～7回の中から1つを選択する形式になっている。3つの父親関与変数である質問に対する回答の集計結果はそれぞれ図表10、図表11、図表12のとおりである。

図表9は、1日あたりに父親が子どもをほめる回数を示している。米国の場合、1日あたり子どもをほめる回数については、半数近く(51.9%)が、5回と回答し、4回が18.5%、3回が14.8%となっている。一方、日本は1回が39.2%、2回が23.5%、3回が22.5%、平均値でも米国は3.94回、日本は2.03回と米国の半分となっている。父親がほめることに関しては米国のほうが多く行っていることがわかる。これは、米国では、子どもはほめて育てることが一般に浸透しているため、自然な結果といえる。

図表10は、1日あたりに父親が子どもと話したり遊んだりする時間を示している。米国の場合、半数近く(45.5%)が2.5時間、27.3%が2時間、5時間以上も7.3%となっている。一方、日本は、0.5時間が24.7%、1時間が30.1%で、半数以上は話す時間が1時間未満と回答している。2時間は19.4%、2.5時間は11.8%で2時間以上話す父親は3割となっている。平均値でも米国は2.19時間、日本は1.25時間と米国のほぼ半分となっている。ほめる回数(質)、話したり遊んだりする時間(質および量)の日米比較から、質に関しては米国の父親関与が高くなっていることがわかる。

図表11は、1週間あたりに父親が子どもと夕食をともにする回数を示している。平均値は米国が4.16回、日本は4.62回とほぼ近似値となっている。米国の場合、7割近い父親(67.3%)が、1週間に5回夕食をともにしている。一方、日本では、32.3%の父親が7回、

図表11 父親が子どもと夕食をともにする回数(1週間あたり)



12.9%の父親が6回と回答しているが、2回が14.0%、3回が12.9%である。このことから、米国では7割近くの家庭が父親と子どもが夕食をともにしているが、日本では、半数が5回以上夕食をともにしているが週2回という家庭もあり、やはり、米国のほうが概して父親が子どもと夕食をとる回数は多いと考えられる。この結果から、父親関与の量に関しても米国のほうが多いことがわかった。

第4節 父親関与と両親の幸福度との関連性

本節では、父親関与指数と両親の幸福度との日米比較を行う。まず、基本統計量の日米比較を実施する。図表12は、日米の基本統計量を示している。両親の幸福度は日米それぞれ平均値(中央値)が5.760(5.000)、4.836(5.000)で、日米で差がない。しかしながら、子どもと過ごす時間は、日米それぞれの平均値(中央値)は3.917(7.000)、7.992(5.000)で米国のほうが平均値は長くなっている。父親関与指数であるほめる回数、話す時間については日米のそれぞれ平均値(中央値)が2.032(1.000)、3.381(4.000)、1.201(0.500)、1.913(2.500)で、米国のほうが高くなっている。夕食回数については日米のそれぞれ平均値(中央値)が4.383(3.000)、3.635(5.000)で平均値は日本の回数が多くなっているが、中央値では米国の回数が多くなっている。一般的に父親関与は、質、量ともに米国のほうが多くなっていることがわかった。

それでは、父親関与と両親の幸福度は、日米間において統計的な差があるのかをみしてみる。図表13は、t検定の結果を示している。両親の幸福度のt値は6.112で10%水準で有意であった。父親関与指数である、ほめる回数、話したり遊んだりする時間のt値はそれぞれ

図表12 基本統計量

	日 本					米 国				
	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
両親の幸福度	1.000	7.000	5.760	1.420	5.000	4.000	5.000	4.836	0.373	5.000
過ごす時間	0.000	24.000	3.917	2.820	7.000	0.000	24.000	7.992	8.091	5.000
ほめる回数	0.000	7.000	2.032	1.541	1.000	0.000	5.000	3.381	1.921	4.000
話す時間	0.000	2.500	1.201	0.756	0.500	0.000	5.000	1.913	1.236	2.500
夕食回数	0.000	7.000	4.383	2.379	3.000	0.000	5.000	3.635	1.951	5.000
学校愛着度	0.000	7.000	4.791	1.744	4.000	0.000	5.000	3.921	1.781	5.000
学業成績	0.000	7.000	4.393	1.726	4.000	0.000	5.000	3.238	1.981	3.500
父親年齢	36.000	69.000	50.522	5.474	51.000	21.000	57.000	39.674	7.691	41.500
母親年齢	36.000	64.000	47.839	4.969	50.000	21.000	59.000	38.926	8.223	40.500
子どもの数	1.000	5.000	2.696	0.722	2.000	1.000	5.000	2.433	1.125	3.000
母親フルタイム	0.000	2.000	0.619	0.809	0.000	0.000	2.000	0.792	0.689	1.000

変数の定義は、以下のとおりである。

両親の幸福度	子育てに伴う幸福度（リカートスケール1-7）7にいくほど幸福度が高い
過ごす時間	両親が1日に子どもと過ごす時間
ほめる回数	父親関与指数1：父親が1日に子どもをほめる回数（リカートスケール1-7）7にいくほど回数が高い
話す時間	父親関与指数2：父親が1日に子どもと話したり遊んだりする時間（0から2.5時間以上）
夕食回数	父親関与指数3：父親が1週間に子どもと夕食を共にする回数（1-7）7にいくほど回数が高い
学校愛着度	両親にたずねた子どもの学校にたいする愛着度（リカートスケール1-7）7にいくほど高い
学業成績	両親にたずねた子どもの学業成績（リカートスケール1-7）7にいくほど高い
父親年齢	父親の年齢
母親年齢	母親の年齢
子どもの数	子どもの数
母親フルタイム	母親がフルタイム1、パートタイム2、専業主婦0とする。

-4.658、-4.099で1%水準、夕食回数のt値は2.175で.5%水準で有意であった。このことから、父親関与、両親の幸福度ともに日米で差があることがわかった。

ここで、父親関与と両親の幸福度との関連性を検証する。「両親の幸福感なく父親関与はすまない」と考えられるからである。図表14は、両親の幸福度と父親関与の相関係数を示している。日本では、両親の幸福度と話す時間のピアソン係数（スピアマン順位係数）はそれぞれ、0.290、0.260で正の相関が観察された。米国では、両親の幸福度とほめる回数のスピアマン順位係数が0.262で正の相関が観察された。したがって、父親関与について特に日本では父親が子どもと話したり遊んだりすることによって両親の幸福度が高まる。米国では父親がほめることによって両親の幸福度が高まることわかった。このことから、父親関与の質を高めることが特に両親の幸福度を高めることになること

図表13 t検定の結果

	日 本		米 国		t 値	有意確率
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差		
両親の幸福度	5.76	1.420	4.84	.373	6.112	.000 ***
ほめる回数	2.03	1.541	3.38	1.921	-4.658	.000 ***
話す時間	1.201	.7557	1.913	1.2363	-4.099	.000 ***
夕食回数	4.38	2.379	3.63	1.951	2.175	.031 **
学校愛着度	4.79	1.744	3.92	1.781	3.065	.003 ***
学業成績	4.39	1.726	3.24	1.981	3.907	.000 ***

(注) 変数の定義は、図表12を参照されたい。

** 相関係数は1%水準で有意（両側）

* 相関係数は5%水準で有意（両側）

がいえよう。

父親関与と父親、母親それぞれの幸福度との関連性についてはサンプル数が少なく統計的に明らかにできなかったが、吉田・水落（2011）では「男性の幸福感と女性の幸福感の間に正の相関が見られるという結果が示されたこともあり、父親関与が両親の幸福感を高めるという結果が得られたことから、父親関与をすすめる政策を推進できるといえよう。

第5節 父親関与が子どものアウトカムに与える影響

前節では、父親関与の質および量について日米比較を実施し、米国のほうが質、量ともに父親関与が多くなっていることが明らかとなった。本節では、父親関与が子どものアウトカムに影響を与えているかどうかを検証する。Dye（2006）は、Survey of Income and Program Participation（SIPP）のデータを用いて父親の関与と子ども（6歳から17歳を対象とする）の良好な発達との関連性について検証している¹。Dye（2006）は、5回以上夕食を食べる父親は停学や留年になっていない、1日1回以上対話遊びをする父親はより特等クラスにいるし、より停学や留年になっていない。1日1回以上ほめる父親は、留年しないし、より停学、留年になっていないことから、父親関与は学業へのモチベーションに影響を及ぼすことを示している。

われわれは、まず、父親関与と子どものアウトカムとして学校愛着度と学業成績との相関係数を測定した。図表14は、日米における父親関与指数と学校愛着度、学業成績との相関係数を示している。米国のピアソン相関は、ほめる回数、話したり遊んだりする時間数、夕食回数とも、学校愛着度および学業成績と正の関連性を示している。すなわち、父親関与の質および量両方もが、学校愛着度および学業成績両方のアウトカムに影響を及ぼしていることが明らかとなった。

一方、日本のピアソン相関係数に関しては、夕食回数が学校愛着度と正の相関、話したり遊んだりする時間および夕食回数が学業と正の相関を示している。すなわち、日本の父親関与に関しては、夕食回数という量が学校愛着度に、子どもと話したり遊んだりする時間や夕食回数である量および質が学業成績にプラスの影響をもたらしていることがわかった。米国では、父親関与の質、量ともに学校愛着度と学業成績に影響を及ぼし、日本では、量が学校愛着度、質および量が学業成績に影響を及ぼすことが示されたことから、今後は、父親関与を質的、量的にどう増加させていくかが

特に日本では課題となっていくことだろう。

図表15は、学校愛着度と学業成績を従属変数とする日米における回帰分析結果を示している。学校愛着度については、日本は夕食回数、米国では話す時間および夕食時間が正の有意な関連性を有している。学業成績については、日本は、話す時間および夕食回数、米国では夕食時間が正の有意な関連性を有している。この結果から、学校愛着度に関しては、日本では父親関与の量が高いほど、米国では父親関与の質が高いほど子どもの学校への愛着度が高まり、学業成績については、日本では父親関与の量および質、米国では父親関与の量が子どもの学業成績が高まることが明らかとなり、学校愛着度および学業成績に関して父親関与の重要性を示すことができる。

つぎに、父親関与の相互作用について分析する。図表16は、分散分析結果である。学校愛着度については、日米ともに、話す時間がある、夕食回数が有意となる。一方、学業成績について日本は話す時間がある、夕食回数が有意となるが、米国の場合は、夕食だけでも有意となった。この結果から、日米両国ともに、子どもが学校を好きになるには、質だけではなく量も重要となるが、学業成績については日本では父親関与の質が、米国では父親関与量だけでも学業成績と関連性があることがわかった。

おわりに

本稿の目的は、父親関与が両親の幸福度および子どものアウトカムに与える影響の日米比較を行うことであった。回答集計結果から、次のことを明らかにすることができた。

(1)子育てに伴う幸福度については、米国はほとんどの両親が子育てに強く幸福を感じているが、日本では4割の両親は強く幸福を感じている一方で、普通程度の幸福感を有する両親もおり幸福度に差がある点が日本の特徴といえるだろう。また、子育てに伴う幸福については、子どもの成長が日米ともにもっとも多く、子どもの成長が子育ての喜びであることは普遍的であることが示された。他には、子どもとのふれあいやいきがそのものなど日米ともに複数回答も多く、両親が子育てに伴う幸福感については日米で類似した考えを有していることがわかった。

一方で、子育てについての困難については米国ではしつけについてがほとんどであったが、日本の場合は、経済や家族のサポートなど環境について悩みを抱えて

図表14 相関係数

	日						本					
	両親の 幸福度	子どもと の時間	ほめる 回数	話す 時間	夕食 回数	学校 愛着度	学業成績	父親 年齢	母親 年齢	子ども 数	母親 フルタイム	ホーム スクール
両親の 幸福度	1	.105	.145	.290**	.046	.413**	.240*	-.017	.080	.207*	-.028	.146
子どもと の時間	.116	1.000	-.026	.170	.055	.224*	.232*	.031	.235*	-.030	.093	.023
ほめる 回数	.044	-.002	1.000	.249*	.099	.076	.029	-.241*	-.132	.041	.096	-.076
話す時間	.260*	.334**	.265*	1.000	.272**	.146	.211*	-.313**	-.269*	-.032	-.062	.067
夕食回数	.001	.184	.055	.243*	1.000	.261*	.250*	.101	.115	-.223*	-.173	.178
学校 愛着度	.414**	.209	.004	.118	.240*	1.000	.408**	-.116	-.067	.070	.147	.236
学業成績	.203	.185	-.015	.186	.271**	.443**	1.000	.091	.128	.059	-.088	.145
父親年齢	.050	.087	.891	.074	.009	.000	.406	.250	.587	.404	.257	.109
母親年齢	.011	-.049	-.194	-.299**	.115	-.129	.080	1.000	.842**	.142	-.109	.109
子ども数	.920	.662	.078	.005	.291	.236	.464	.000	.184	.311	.395	.048
母親 フルタイム	.120	.151	-.133	-.282*	.147	-.069	.108	.820**	1.000	.125	-.146	-.048
ホーム スクール	.267	.185	.239	.010	.186	.535	.332	.000	.250	.180	.710	.056
	.209*	-.091	-.042	-.009	-.271*	.055	.047	.118	.093	1.000	.021	-.056
	.046	.412	.703	.933	.011	.608	.661	.270	.390		.841	.659
	-.075	.192	.093	-.073	-.168	.127	-.069	-.110	-.144	.000	1.000	.170
	.468	.069	.384	.490	.109	.225	.510	.303	.185	.998		.172
	.181	.093	-.067	.077	.200	.245	.166	.047	-.031	-.050	.180	1
	.142	.477	.600	.548	.115	.053	.193	.712	.813	.695	.148	

	米 国											
	両親の 幸福度	子どもと の時間	ほめる 回数	話す 時間	夕食 回数	学校 愛着度	学業成績	父親 年齢	母親 年齢	子ども 数	母親 フルタイム	ホーム スクール
両親の 幸福度	1.000	.036	.158	-.106	-.203	-.028	.171	-.223	-.086	-.187	.083	.165
子どもと の時間	.173	1.000	-.011	-.039	-.088	-.242	-.079	-.202	-.210	-.174	-.435**	.186
ほめる 回数	.202	.942	.784	.535	.087	.600	.195	.139	.199	.002	.181	.057
話す時間	.252	.201	1.000	.410**	.449**	.491**	.621**	-.209	-.233	.076	-.055	.057
夕食回数	.066	.162	.002	.001	.000	.000	.178	.101	.586	.706	.692	.065
学校 愛着度	.077	.064	.392**	1.000	.338*	.462**	.293*	.070	-.202	.015	.020	.065
学業成績	.575	.657	.004	.012	.000	.041	.656	.160	.912	.888	.650	.194
父親年齢	-.197	.074	.202	.320*	1.000	.429**	.417**	.049	.043	.060	.021	.194
母親年齢	.150	.604	.146	.018	.001	.003	.758	.769	.662	.886	.172	.079
子ども数	.069	.027	.215	.391**	.091	1.000	.718**	-.252	-.232	.102	.059	.079
母親 フルタイム	.618	.851	.122	.003	.511	.000	.108	.105	.460	.685	.583	.068
ホーム スクール	.187	.214	.489**	.175	.243	.406**	1.000	-.317*	-.296*	.093	-.028	.068
	.194	.153	.000	.228	.093	.004	.043	.048	.519	.854	.653	.098
	-.250	.001	-.234	-.063	.083	-.324*	-.324*	1.000	.866**	.233	.101	.098
	.094	.994	.130	.690	.601	.037	.039	.000	.120	.524	.530	.078
	-.127	-.080	-.281*	-.282*	-.001	-.387**	-.376*	.854**	1.000	.222	.038	.078
	.360	.579	.046	.047	.994	.005	.011	.000	.106	.798	.589	.046
	-.166	-.044	-.035	.010	-.023	-.131	.012	.285	.206	1.000	-.246	.268*
	.206	.750	.801	.939	.868	.340	.935	.055	.135	.076	.046	.046
	.104	-.436**	-.047	-.053	-.026	-.008	-.096	.026	-.019	-.240	1.000	-.160
	.457	.002	.743	.717	.856	.955	.530	.873	.897	.083	.267	.267
	.165	.205	.090	.181	.183	.038	.037	.154	.070	.267*	-.177	1.000
	.223	.142	.530	.203	.200	.791	.808	.323	.624	.046	.219	

(注) 右上は、ピアソン相関係数、左下はスピアマン順位相関係数である。変数の定義は、図表12を参照されたい。

** 相関係数は1%水準で有意 (両側) * 相関係数は5%水準で有意 (両側)

いることがわかった。両立については、米国は、両立は大変だが、重要なことであると、両立することを前向きにとらえている。一方、日本は、両立は可能であるが、ただし家族のサポートや職場環境等について整備されている場合に限るなどという回答が目立った。このことから、子育てと仕事を両立させていくことと父親関与とを同時に考えていくことについては日本ではまだこれからだという印象が得られた。

(2)父親関与に関しては、父親がほめる回数については米国のほうが多く行っていることがわかる。1日あたりの父親が子どもと話したり遊んだりする時間は、米国の場合、半数近い父親が2.5時間である一方、日本は半数以上の父親は、話す時間1時間未満であり、父親が子どもと話したり遊んだりする時間は米国のほうが多くなっていることがわかる。1週間あたりに父親が子どもと夕食をともにする回数については、米国の場合、7割近い父親が、1週間に5回夕食をともにしているが、日本では、半数が5回以上夕食をともにしているが週2回という家庭もあり、やはり、米国のほうが概して父親が子どもと夕食をとる回数は多いと考えられる。父親関与の質、量ともに日米比較してみると、ほめる回数、話したり遊んだりする時間、夕食回数の父親関与指数は、米国のほうが概して高い結果となった。

(3)父親関与の質および量と両親の幸福度との関連性については、日本では、両親の幸福度と話す時間に正の相関が観察された。米国では、両親の幸福度とほめる回数の間に正の相関が観察された。すなわち、父親関与について特に日本では父親が子どもと話したり遊んだりすることによって両親の幸福度が高まり、米国では父親がほめることによって両親の幸福度が高まることから、父親関与の質を高めることが特に両親の幸福度を高めることになることがいえよう。

(4)父親関与と子どものアウトカムとして学校愛着度と学業成績との関連性を検証した。日米ともに父親関与指数は、学校愛着度と学業成績と正の相関が観察された。学校愛着度については、日本では夕食回数、米国では話す時間および夕食時間が正の有意な関連性、学業成績については、日本では、話す時間および夕食回数、米国では夕食時間が正の有意な関連性が観察された。この結果から、日本では父親関与の量が多いほど、米国では父親関与の質が高いほど子どもの学校への愛着度が高まり、日本では父親関与の量および質が高いほど、米国では父親関与の量が多いほど子どもの

学業成績が高まることが明らかとなり、学校愛着度および学業成績に関して父親関与の重要性を示すことができた。

われわれは、本研究において、父親関与の質および量が、両親の幸福度だけでなく、子どものアウトカムと正の関連性があることを日米調査結果を通して明らかにした。この結果から、われわれは、父親関与の質および量を向上させる政策の推進を提言したい。

以上の結果は、すべて調査で得られた回答に基づいたデータによる分析結果である。日本の調査対象者は学生の両親であり当該両親の子どもである学生の過去の状況をたずね、米国では両親に直接現在の状況をたずねているために、年代や環境に影響を受けている可能性も否定できない。したがって、本報告で示した結果を適切に解釈するためには、年代の影響を受けている可能性のある特性をコントロールして総合的に分析を実施しなければならないであろう。また、学校愛着度および学業成績は回答者による回答結果であり、主観が含まれることは否定できない。学業成績変数に子どもの成績データを用いれば客観性が保持できるが、個人情報保護法により難しく、今のところ、学業成績変数は、回答者による回答を得るほかに、この点が本研究の限界といえる。

Finely and Schwartz (2002) は、父親関与で最も重要なのは、父親が子どもとともに費やす時間の量ではなく、子ども自身による父親の関与水準についての認知度、父親が子どもに与える長期的影響が子どもの認知度の関数となることを示した。本研究では、父親関与の子どもの認知水準については言及していないので、今後は、子どもによる父親関与の認知を入れた分析をしていかなければならない。また、本調査対象は母親、父親いずれでもよいことにした。次回は母親、父親どちらかを調査対象にし、父親関与と母親の幸福度、父親関与と父親の幸福度それぞれとの関連性について検証し、父親関与とそれぞれの親の幸福度、3変数の関連性を明らかにして、父親関与と向上へ向けた施策を支援する研究を展開していく必要がある。

謝辞：本調査は、本学福祉心理学科、保育学科第1部1年次AB、情報ビジネス科2年次、よさこいクラブの学生の父親および母親、米国YMCAおよびLantern Ridge所属の父親および母親に回答作業、Dr.Madelyn V. Young and Dr.Woodrow W.Hughes, Jr. には米国における調査方法、本学情報ビジネス科中島ゼミナ-

図表15 子どものアウトカムの決定要因分析

パネル A：学校愛着度

日本	B	t 値	有意確率
(定数)	2.961	6.519	.000 ***
過ごす時間	.093	1.607	.112
ほめる回数	-.042	-.384	.702
話す時間	.311	1.335	.186
夕食回数	.286	3.947	.000 ***

調整 R²=0.207
F=6.664***

米国	B	t 値	有意確率
(定数)	1.270	3.505	.001 ***
過ごす時間	-.023	-1.205	.233
ほめる回数	.173	1.547	.127
話す時間	.508	3.432	.001 ***
夕食回数	.351	3.426	.001 ***

調整 R²=0.561
F=20.868***

パネル B：学業成績

日本	B	t 値	有意確率
(定数)	2.441	5.409	.000 ***
過ごす時間	.096	1.661	.100
ほめる回数	-.095	-.868	.388
話す時間	.510	2.207	.030 *
夕食回数	.259	3.597	.001 ***

調整 R²=0.225
F=7.314***

米国	B	t 値	有意確率
(定数)	1.108	2.169	.034 *
過ごす時間	-.029	-1.099	.276
ほめる回数	.217	1.380	.173
話す時間	.082	.392	.697
夕食回数	.405	2.804	.007 **

調整 R²=0.296
F=7.531***

(注) 各モデルの従属変数は、それぞれ学校愛着度、学業成績である。
各定義は図表12を参照。*10%水準で有意、**5%水準で有意、***1%水準で有意。

図表16 父親関与と子どものアウトカムの分散分析

パネル A：学校愛着度

日本	タイプⅢ 平方和	自由 度	平均 平方	F 値	有意 確率
修正モデル	126.575a	9	14.064	7.294	.000 ***
切片	353.582	1	353.582	183.372	.000 ***
話す時間	6.395	1	6.395	3.316	.072 *
夕食回数	99.653	8	12.457	6.460	.000 ***
誤差	167.755	87	1.928		
総和	2528.250	97			
修正総和	294.330	96			

R²乗=0.430 (調整 R²=0.371)

米国	タイプⅢ 平方和	自由 度	平均 平方	F 値	有意 確率
修正モデル	135.155a	7	19.308	17.282	.000 ***
切片	69.773	1	69.773	62.451	.000 ***
話す時間	13.454	1	13.454	12.042	.001 ***
夕食回数	57.904	6	9.651	8.638	.000 ***
誤差	61.448	55	1.117		
総和	1165.000	63			
修正総和	196.603	62			

R²乗=0.687 (調整 R²=0.648)

パネル B：学業成績

日本	タイプⅢ 平方和	自由 度	平均 平方	F 値	有意 確率
修正モデル	89.398a	9	9.933	4.330	.000 ***
切片	234.062	1	234.062	102.036	.000 ***
話す時間	15.801	1	15.801	6.888	.010 *
夕食回数	55.266	8	6.908	3.012	.005 ***
誤差	199.571	87	2.294		
総和	2164.250	97			
修正総和	288.969	96			

R²乗=0.309 (調整 R²=0.238)

米国	タイプⅢ 平方和	自由 度	平均 平方	F 値	有意 確率
修正モデル	107.061a	7	15.294	6.169	.000 ***
切片	56.338	1	56.338	22.722	.000 ***
話す時間	2.234	1	2.234	.901	.347
夕食回数	78.188	6	13.031	5.256	.000 ***
誤差	136.368	55	2.479		
総和	904.000	63			
修正総和	243.429	62			

R²乗=0.440 (調整 R²=0.369)

(注) 各モデルの従属変数は、それぞれ学校愛着度、学業成績である。
各定義は図表12を参照。*10%水準で有意、**5%水準で有意、***1%水準で有意。

ルの高橋陽介氏および長南真海氏には入力作業においてご協力を賜った。記して感謝申し上げます。なお、本研究は、「父親関与の日米比較」における調査・研究の一環として実施され、平成24年度福島学院大学・短期大学部特別研究費補助金を受けている。ここに謝意を表する。

(注)

- 1 須田・花枝(2008)は、「質問票を用いて経営者の考えを直接尋ねるアンケート調査は、特定の理論が実務と整合しているか、あるいは複数の理論について実務と整合している程度を比較するなど、アーカイバル調査を補完する有力な分析方法である」とアンケート調査の有用性を説いている。
- 2 われわれは、2012年11月1日から12月1日におけるクラスセミナーおよび各担当クラス終了後、受講学生に手渡しした。送付方法が郵送ではないため、質問票を配布した学生数にたいして何名の学生が当該質問票を返却してきたかで回収率を算出している。
- 3 YMCA および Lantern Ridge 所属の両親全員に配布したわけではなく2010年6月1日から6月30日に当日依頼し対面式で質問票を渡し、その場で回収した。そのため回収率を100%としている。
- 4 Dye (2006) における子どもの学校への愛着度変数と学業変数は、それぞれ、「学校が好きである」、「学校で懸命に勉強している」、「学業に関心がある」であり、学業は、「特等生クラスに入っているか」、「留年していない」、「停学や退学になっていない」である。

参考文献

- 秋光恵子・村松好子. 2011. 「父親の関わりが児童期の社会性に及ぼす影響」『兵庫教育大学研究紀要』第38巻、2月、51-61頁。
- Amato, P. R. and Rivera. 1999. Paternal Involvement and Children's Behavior Problems, *Journal of marriage and the Family* 61, May : 335-384.
- Dye, Jane L. 2006. *Father Involvement and Child Well-Being: 2006 Survey of Income and Program Participation(SIPP)-Child Well-Being Topical Module*, Fertility and Family Statistics Branch, U. S. Census Bureau
- Finley, G. and S. Schwartz. 2004. The father involvement and nurturant fathering scales retrospective measures for adolescent and adult children, *Edu-*

- cational and Psychological Measurement* 64 (1), February : 143-164
- Lamb, M. E., J. H. Pleck, E. L. Charnov and J. A. Levine. 1985. Paternal Behavior in Humans, *American Zoologist* 25 (3) : 883-894.
- 二階堂ひさ子・中島真澄. 2011. 「父親が家族に与える影響」『福島学院大学紀要』第43号、1-10頁。
- Rohner, R. P. and Veneziano, R. A. 2001. The importance of father love: History and contemporary evidence, *Review of General Psychology* 5 (4) : 382-405.
- 須田一幸・花枝英樹. 2008. 「日本企業の財務報告—サーベイ調査による分析—」『証券アナリストジャーナル』ダイヤモンド社. 5月。
- U. S. Department of Health and Human Services Administration for Children and Families Administration on Children. 2004. *Building Blocks for Father Involvement Building Block 1: Appreciating How Fathers Give Children a Head Start*, Youth and Families Head Start Bureau, JUNE
- 吉田 浩・水落正明. 2011. 「女性の社会進出は男性の幸せを押しつけるか —男女共同参画と男性・女性の幸福感—」第10回東北大学男女共同参画シンポジウム、11月18日。

APPENDIX

父親関与(日本における調査)

あなたはお父様ですか、お母様ですか? Please circle (Mother Father)

Part 1 Fertility

1 あなたはなぜ子どもがほしかったですか。(ほしいですか。)

Please circle one	子どもが大 好きだから	家族を作り たいため	その他()
-------------------	----------------	---------------	--------

2 育児に幸せを感じますか

ぜんぜん感じない	普通ぐらい					とても感じる
1	2	3	4	5	6	7

3 子育ての幸せは何ですか

--

4 子育てに伴う困難は何ですか

--

5 1日何時間、子どもと過ごしますか

1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---

6 仕事をもっていますか。それとも退職されましたか。

1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---

7 なぜ退職したのですか。

1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---

8 仕事と子育ての両立についてどう考えますか。

--

Part 2 父親関与(もし、あなたがお父様ではない場合は、お子様のお父様の関与状況を示してください)

1 お子様を1日何回ほめますか。

1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---

2 1日何時間お子様と話したり遊んだりします

0	0.5	1	1.5	2	2.5
---	-----	---	-----	---	-----

3 週何回お子様と夕食をともにされますか。

1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---

4 お子様が学校が好きですか。

ぜんぜん好きではない	普通ぐらい					学校が大好き
1	2	3	4	5	6	7

5 お子様は勉強にたいして一生懸命で

ぜんぜん	普通ぐらい					とても
1	2	3	4	5	6	7

さいごに、以下のことがらについて記していただければ幸いです。

1 父親の年齢 _____
 ご職業 _____
 職場：学校、企業、お役所 _____
 フルタイム、パートタイム _____

2 母親の年齢 _____
 ご職業 _____
 職場：学校、企業、お役所 _____
 フルタイム、パートタイム _____

3 子どもの数 _____

4 子どもの年 第1子 _____ 第2子 _____ 第3子 _____ 第4子 _____
 男・女 _____ 男・女 _____ 男・女 _____ 男・女 _____

5 ホームスクールですか Yes _____ No _____

6 email _____

ご協力ありがとうございました

相談援助実習における実習事前教育のあり方に関する一考察

A study on the education in pre-training of social work

日下輝美
Terumi kusaka

目次

1. 研究の目的
2. 研究の概要
3. 調査の結果
4. 調査結果の考察
5. 今後の実習事前指導のあり方
6. まとめ

1. 研究の目的

1987（昭和62）年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」は、法第2条で社会福祉士を「福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者」と定義付けた。

同法が施行され約20年が経過した2006（平成18）年12月、同法改正のため社会保障審議会福祉部会は「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」のなかで、下記の三つの社会福祉士の新たな役割¹⁾を設定している。

- (1)福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- (2)利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら包括的に援助していく役割
- (3)地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

社会保障審議会福祉部会の審議を経て、翌年2007（平

成19）年、同法改正で新たに、「関係者の連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」が追加され、社会福祉士が何を行なうべき専門職かがいっそう明確にされた。

白澤（2009）²⁾は、「専門職という社会的存在は、社会に存在する多種多様な職業のなかでも、社会的分業の仕組みにおいて、その職業が社会的有効性の観点から特別に必要とされてきたものであり、その社会的役割を担うに必要な能力を養うために一定の教育・訓練を経ることが必須とされ、社会的もしくは国家的に承認されることによって教育・訓練内容に一定の規制がかけられている。何故ならば、審議のなかで「実践力を養い得たか」という疑問が出されるということは、この教育・訓練課程に何らかの欠陥ないし問題があるのではないか、ということである。」この点を押さえたうえで、専門職養成と実習の関係を考える必要がある。

2012（平成24）年7月に開催した相談援助実習、精神保健福祉援助実習、保育・施設実習の実習を担当する指導者との意見交換会「相談援助実習」分科会の席上で、実習指導担当者から専門職養成にあたって実習事前教育に求めることとして、①机上の学習だけでは

なく、福祉の現場や利用者を知る・理解するためには、福祉施設が主催する行事への参加や、ボランティア活動が必要である、②社会人として必要な、一般教養・マナー、コミュニケーション力を身につけることの重要性、③多様化、多機能化に対応できる能力の育成などの意見が寄せられている。

松井（2010）³⁾「社会福祉実習教育における実習指導の現状と課題」で、「日本社会事業大学は学部創設1958（昭和33）年以降50年以上、ジェネリックソーシャルワーク教育の一環として、実習教育を重視して社会福祉教育を進めてきた歴史をもち、その社会福祉の実習教育は、社会状況、社会福祉教育を取り巻く状況等の影響による教育課程の変更等が実習教育の体系に影響を与える。」と述べている。

新カリキュラムでは、相談援助実習は180時間以上（概ね23日間）、実習指導者の要件を満たす社会福祉士が実習指導を担当し、低所得に対応する機関から、児童、障害福祉、高齢福祉、地域福祉、病院、更生保護などの施設・機関の中から、1ないし2施設・機関で現場実習を行なうこととなる。また、実習では、「職場実習」、「職種実習」、「ソーシャルワーク実習」を社会福祉士養成校が作成したガイドラインに沿って実習が進められることから、相談援助実習の事前教育において、相談援助職として価値・倫理観や、幅広い知識、教養、相談場面を想定しての面接技術の習得が期待されている。

本研究では、2012（平成24）年度「相談援助実習」を履修する学生を対象に行ったアンケートの結果と、平成24年度相談援助実習指導者との意見交換会において指導者から寄せられた意見を関連づけ、実習の質を高めていくための改善方策の一つとして「相談援助実習」における事前指導のあり方を提言する。

2. 研究の概要

(1)調査の目的

本学福祉学部福祉心理学科では、新カリキュラムに移行後、初めて「相談援助実習」に送り出した、2012（平成24）年度「相談援助実習」履修生を対象に、「相談援助実習」に関するアンケート調査結果から、実習の質の向上を図るための「相談援助実習事前指導」のあり方を考察する。

(2)調査の方法・対象・時期

平成24年度「相談援助実習」履修生22名を対象に、

「相談援助実習指導」の授業（2012年10月16日）で質問紙によるアンケート調査を実施した。

(3)調査回収成績 22件（100%）

(4)調査の内容

調査の枠組みを①フェイスシート、②社会福祉士国家資格取得を決めた時期、③社会福祉士を目指した動機、④ボランティア活動経験の有無、⑤ボランティア活動の内容、⑥「相談援助実習」実習前に必要な事柄、⑦「相談援助実習を経験して」自由意見に構成した。

(5)調査の分析

アンケート調査は、新カリキュラム移行後初めて開講した「相談援助実習」を履修した22名が調査の対象である。そのため、サンプル数が少ない中でのアンケート調査であるため、分析処理にあたっては、単純集計により実習を終えた学生についての「傾向」データであることを前提として分析を行った。

3. 調査の結果

(1)回答者の学年・性別

回答者の学年・性別は、3年次3名（男性2名、女性1名）、4年次19名（男性3名、女性16名）である。

(2)実習機関・施設

回答者22名の実習機関・施設は下記のとおりである。

分類	実習先種別(実習実施施設数/履修者数)
入所型施設	救護施設（1カ所/1名）、 児童養護施設（1カ所/2名）
通所型施設	就労継続支援B型事業（2カ所/4名）
機関	社会福祉協議会（2カ所/3名）、 地域包括支援センター（4カ所/4名）
医療系施設	介護老人保健施設（2カ所/3名）、 病院（5カ所/5名）

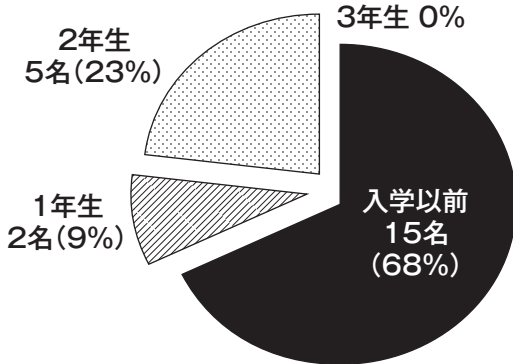
(3)社会福祉士国家資格取得を決めた時期

約7割の回答者が、「入学以前」で15名（68%）、次いで「2年生」5名（23%）、「1年生」2名（9%）の順であった。

(4)社会福祉士を目指した動機

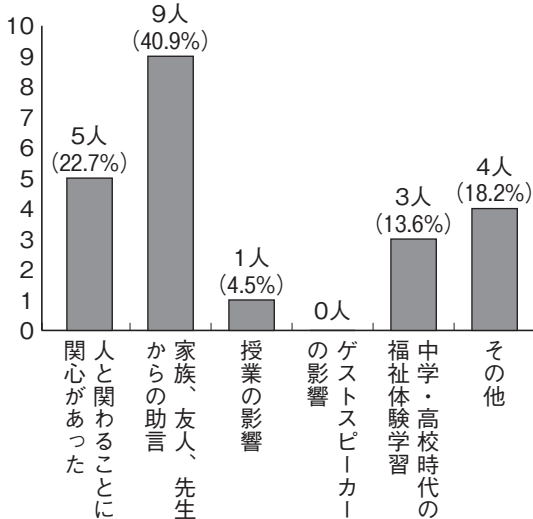
回答者の約4割9名（40.9%）が「家族、友人、先

社会福祉士国家資格取得を決めた時期 (N=22)



生からの助言」社会福祉士を目指した動機であると回答しており、次いで「人と関わることに関心があった」5名(22.7%)、その他4名(18.2%)、「中学・高校時代の福祉体験学習」3名(13.6%)、授業の影響1名(4.5%)であった。

社会福祉士を目指した動機 (N=22)



「その他」の理由では、①家族の介護を通して、社会福祉士の方にお世話になり興味を抱いた。②家族が福祉サービスを利用したことから興味を持った。③中学校の時に読んだ本がきっかけを挙げている。

(5) ボランティア活動について

ボランティア活動の経験については、回答者22名全員が「経験あり」と回答している。活動の内容は多岐にわたり、①障害者団体、福祉施設が主催するイベン

トや行事への手伝い、②震災復興関連(避難所での炊き出し、地図づくり、物資仕分け、傾聴など)、③サマーショート・ボランティア体験、放課後児童センター、高齢者、知的障害者施設に訪問のほか、本学が推進している地域貢献活動の一つである④福島市内の祭りに参加・協力を挙げている。

(6) 「相談援助実習」実習前に必要な事柄

「相談援助実習」を終えて、実習前に体験・学ぶべき事柄について、重要である事項の第3位まで得点(Total)は、「1.実習先の知識」が最も多く、次いで「6.利用者とのコミュニケーション力」、「4.地域ボランティア」と「8.マナー」の順であった。

(7) 「相談援助実習」を終えての自由意見

回答者から自由記述の方法で「相談援助実習を終えて、事前に学習・経験しておく必要がある事項」について回答された事項を整理すると下記内容が挙げられた。

- ①福祉新聞や新聞など社会情勢について日頃から学ぶ習慣を身につけること
- ②実習先の職員、利用者と接するので、最低限のマナーや言葉遣いができること
- ③利用者とのコミュニケーションが取れること
- ④実習で初めて施設に行くのではなく、日頃から施設が主催するボランティアに参加し、職場理解や職員と顔見知りになること
- ⑤実習先の根拠法律や制度・サービスについて説明できること
- ⑥医学的な視点・知識の復習
- ⑦実習に必要な分野論などの授業(講義)で学んだことの復習
- ⑧自己覚知
- ⑨相談援助と基盤と専門職の復習
- ⑩日頃から、自分の行動・考え方の傾向に目を向け、他者理解ができること
- ⑪利用者のジェノグラム、エコマップを作成、読み取りができること
- ⑫利用者の個別支援計画を作成するまでの視点とプロセスを学ぶこと
- ⑬様々な事例を取り上げて、相談面接場面における指導を受けておくこと
- ⑭実習先に事前訪問する際、学びたい内容を明確にしておくこと
- ⑮地域の現状、社会資源を調べておくこと

(N=22)

調査項目	第1位	第2位	第3位	Total
	人数(%)	人数(%)	人数(%)	人数(%)
1. 実習先の知識	5 (22.7)	1 (4.5)	8 (36.7)	14 (21.2)
2. 専門職員の役割	1 (4.5)	2 (9.1)	0 (0.0)	3 (4.5)
3. 指定科目を学ぶ	2 (9.1)	3 (13.6)	1 (4.5)	6 (9.1)
4. 地域ボランティア	5 (22.7)	1 (4.5)	2 (9.1)	8 (12.1)
5. 地域振興活動	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6. 利用者とのコミュニケーション力	4 (18.2)	4 (18.2)	5 (22.7)	13 (19.7)
7. 一般教養	1 (4.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.5)
8. マナー	2 (9.1)	4 (18.2)	2 (9.1)	8 (12.1)
9. 新聞を読む	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.5)	1 (1.5)
10. 専門書を読む	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
11. 自己理解	2 (9.1)	2 (9.1)	0 (0.0)	4 (6.1)
12. 他者理解	0 (0.0)	4 (18.2)	2 (9.1)	6 (9.1)
13. その他	0 (0.0)	1 (4.5)	1 (4.5)	2 (3.0)
回答者合計	22(100)	22(100)	22(100)	66(100)

*下線は、各順位で回答数が多かった項目

- ⑩「自分は、実習先から何を学びたいのか？」を明確にしておくこと
- ⑪実習日誌の書き方を練習し、自発的に先生から指導を受けること
- ⑫実習計画で立てた内容が実習期間中、可能かどうか実習担当者に質問する
- ⑬実習計画書を作成していくなかで、分からないことは、積極的に質問する
- ⑭実習先で習得したい知識や技術を習得できるように計画的に目標を立てること

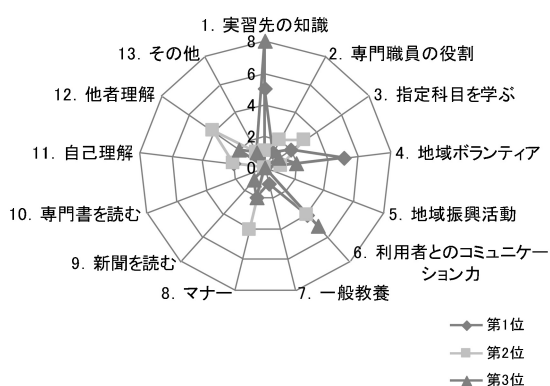
4. 調査結果の考察

(1)社会福祉士を目指した時期、動機

社会福祉士国家資格取得を目指すことを決めた時期、動機については、「家族、友人、先生からの助言」が9名(40.9%)を占めている。また、社会福祉士の国家資格取得を決めた時期が、「入学以前」が15名(68%)、「入学後の1年次」2名(9%)両方を合わせると17名(77%)であり、約8割近くの学生が回答している。その一方、「(大学での)授業の影響」が1名(4.5%)、「ゲストスピーカーの影響」は0名であった。資格取得志望の時期と動機との関連で意味づけられる「3年次生」に入ってから決めたいという学生が0名という回答である。

このことから、本学に入学した後、本学が開設するコース選択決定の場が高校の時期に置かれていること、

実習前に必要な学び



その際の影響者は「家族、友人、先生」と言える。このことは、早い時期から国家資格を取得し専門職を願う学生を多く創出していく方策として、中学・高等学校の生徒・父兄・教員を対象とする福祉公開講座や出前講座の開講が挙げられる。

(2)「相談援助実習」実習前に必要な事柄

第1位の回答から考察すると、「1. 実習先の知識」と「4. 地域ボランティア」が同回答数で、二つの事項を合わせると10名(45.4%)の学生が最も必要と回答している。次いで「6. 利用者とのコミュニケーション力」が4名(18.2%)であり、「3. 指定科目を学ぶ」、「8. マナー」、「11. 自己理解」は各2名(9.1%)の回答があった。

「相談援助実習」実習前に必要な事柄のなかで、顕著に現れた傾向として、「一般教養」、「専門書を読む」とともに1名(1.5%)、「新聞を読む」0名と極めて低く意識されている事柄である。これら事項は、大学における対人援助の教育として基礎科目の学習過程に含まれる行為の一部で、実習に入るまでの学生の当然内容であり、このことが低く意識された回答結果であった。

この3事項については、実習先の指導者から実習に臨む学生の要望(意見)として指摘されており、実習前までに習得しておくべき最低限の要望事項となっていることから、実習事前教育に大きな課題を浮き出すものである。

一転して目を引くのは、「実習先の知識」14名(21.2%)と「利用者とのコミュニケーション力」13名(19.7%)に強い反応を示している点である。この点を考察すると、実習学生が実習の臨場感の中で受けた「知識不足」、「技術の未熟さ」の強いインパクトの反応として意識した結果とみると、大学並びに実習先が共に学生に臨むところと、実習に臨んだ学生との間に空間的な乖離を召せていることを示していることではなかろうか。この場面で心配を禁じ得ないのは、法改正の審議のなかで、重要視された「専門職の役割」が3名(4.5%)に留まっていることである。専門職を養成する大学の福祉教育、なかならず「福祉実習教育」の観点からは黙過できない調査結果である。

一方、「地域ボランティア活動」、「マナー」がともに8名(12.1%)と回答している。このことは社会福祉の今日的な流れや福祉従事者としての一定の理解と認識を持っている現れと受け止められる。

前述した調査結果を概説すると、実習する学生は、実習の現場局面で直接、遭遇する「知識・情報」や「面接援助技術」に目を奪われ、圧倒され、「知識・情報」や「面接援助技術」を活かすための基礎となる考察力、洞察力、さらに幅広い社会性についての習得の必要性が十分に認識されていないと考える。

(3) 「相談援助実習」を終えての自由意見

回答者から自由意見として挙げられた事項と、前述した「相談援助実習」分科会で、実習指導担当者から寄せられた実習事前教育の意見を関連付け、学生の意見をカテゴリー化した結果、10の項目に整理する。

- (1)一般教養、エチケットマナー、コミュニケーション力
- (2)ボランティア活動を通した当事者理解と地域理解

- (3)社会福祉実践領域の知識、法制度、現状の理解
- (4)社会福祉専門職の役割と倫理綱領の理解
- (5)自己覚知と他者理解
- (6)社会福祉専門職としての価値・知識・技術
- (7)実習先の理解
- (8)実習のテーマと目標
- (9)実習課題
- (10)日々の目標

これら10の項目のうち回答者の自由意見を基に、『「相談援助実習」実習教育に求められる体系モデル(図1)』この配列の順位づけを試み、実習までの教育・指導の積み上げを整理すると、正三角形ではなく、階段の段差の部分埋める(補足する)点線の流れをどう内実化していくのか、今後の重要な課題であると考えられる。

5. 今後の実習事前指導のあり方

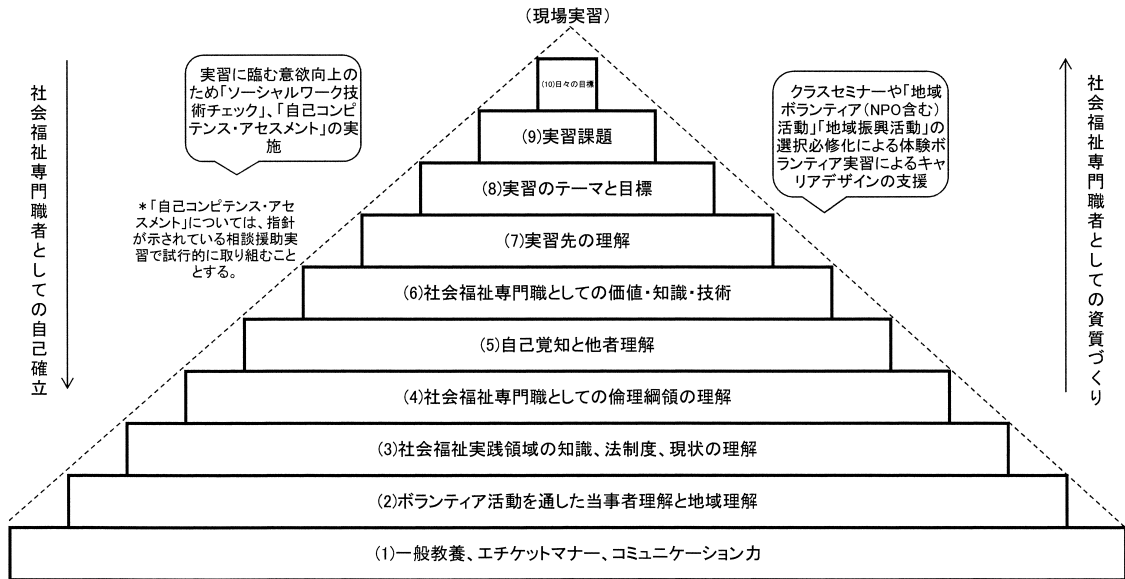
本研究における調査結果を総括すると、実習指導教育にあたって、福祉専門職として当然のことながら要求されている知識、技術のこれまで以上の学習、習得化とともに、どこでも通用する高いレベルの社会性を身に付ける人間教育と福祉制度・サービス利用者の生活問題に対応できる洞察力のレベルアップと統合された福祉教育のあり方とその体制が不可欠であると考え、4つの実習事前指導のあり方を提言する。

1つ目は、「相談援助実習」実習前に必要な事柄のなかで、最も意識付けが低い結果であった「一般教養」、「マナー」を高める教育として、本学科開講科目「生活教養Ⅱ」(標準履修年次 3年)を履修することを推奨すること。「相談援助演習Ⅰ」(標準履修年次2年後期)授業内容の工夫・改善が挙げられる。

意見交換会でも、現場実習に臨む前に対人援助職として最低限必要とされる基本的な対人関係をマネジメントする技術(以下、「ソーシャルスキル」)の習得が望まれており、①専門知識や技術の習得、②その他の心構え(「気づき、実践、継続」を主眼とし、他者への配慮、思いやり、心遣いを身につける)、③意欲向上・職業倫理を高めることを指している。よって、支援対象者や実習指導者、実習先も含めて、信頼関係を構築に要するスキルを学び、最低限のマナーを身につけることを目標としている。

また、これらの授業科目を補完するものとして、クラスセミナー、福祉キャリア研究には、年間予定に複数の福祉専門職者の招聘、ディベート学習等を盛り込むとともに、キャリア支援室との連携の下、キャリア

図1 「相談援助実習」実習教育に求められる体系モデル



* 福島学院大学 福祉学部福祉心理学科 福祉実習委員会で意見を聴き、筆者作成

・ポートフォリオを最大限活用していくことが挙げられる。

2つ目は、実習前に全ての学生が試みたボランティア活動に視点を当てたい。

本学開講科目「ボランティア活動」(標準履修年次1～4年)履修の必修化を推進するとともに、「相談援助演習Ⅱ」(標準履修年次3年)の授業内容の工夫・改善が挙げられる。

また、コミュニケーション能力や文章構成力といったものを養う体験として、主体的にボランティア活動に取り組む過程から「どのような態度で接するべきか、どのような言動を行うべきか」「相手はどういったことを求めている、自分はどうか対応すればいいのか」等の自分なりの考察から、他者理解と自己理解を学ぶことで、コミュニケーション力の向上につなげる。この目標を達成するためには教材として、「地域ボランティア活動の手引き」の発刊、地域ボランティア活動の報告集の発行が挙げられる。

3つ目は、「相談援助実習」を終えての自由意見で、「様々な事例を取り上げて、相談面接場面の指導を受けておくこと」に着目すると、事例研究を主とした授業が展開される「相談援助演習Ⅲ」(標準履修年次4年)の授業内容の工夫・改善が挙げられる。

その方策の一つとして、相談援助の場面を想定してのロールプレイングが挙げられる。具体的な方法として、映像機器(録画)を活用し、ワーカー役とクライアント役が模擬面接を行い、ワーカー役が内容要約を行う。その後、観察者役を交えた3者で、ワーカーの良かった点を含めた感想や意見を述べる等、3役を入れ替えて行う。その後、担当教員からの質疑応答、講評やビデオ撮影も並行して行うことで、学生自身が実際に行った言動はもちろんのこと、目線や態度、身振り手振り、声のトーン等を確認することができ、実習に臨む意欲向上の一助となることが考えられる。

最後は、実習指導には社会人になるための心構えなど職業前の教育・訓練から専門職としての訓練・教育につながる指導がある。これらのどのレベルを目標に、どのような実習指導の内容でミニマムを確保するかということである。そして、今後の実習指導では教員ごとに独自性を大切にしつつも、ミニマムの教育内容を確保するためには、教授技術を高めるための道具として教材開発や教員相互の研修(学科教職員FD研修会)により、授業内容・方法の見直しを議論する機会を設定していくことが必要であると考えられる。

6. まとめ

実習に向けた事前指導に焦点を絞って検討を行って

きた。実習で得た貴重な体験も、そのままにしていれば過去の記憶となるのみである。現場実習における体験をより効果的に吸収するための事前学習、そして実習における体験から多くのことを学び、さらに深めるための事後学習も含めて構成されている。そこでの体験を振り返ることを通じて、体験からの気づきや理解を深めること、現場で活用できる知識や技術の獲得を目指している。

よって、実習の終了後に、学内の授業において多くの時間を割かれ、実習生が自身の現場実習の内容とそれらに関する考察について述べる機会が設けられる。事後学習は、実習内容や体験を言語化する作業を通じた実習生自身による振り返りと、それに基づくフィードバックとスーパービジョンがセットを行うことにより、いっそう質の高い実習に寄与していきたい。

謝 辞

本学阿部正学長先生には、本研究着手のきっかけを賜り、これまで頂戴したご指導、ご支援、心より感謝申し上げます。また、本研究執筆にあたって、ご助言いただいた本学戸田隆一教授に御礼申し上げます。

引用文献

- 1) 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」2006（平成18）年12月12日 社会保障審議会福祉部会
- 2) 白澤政和編集「社会福祉士 相談援助実習」中央法規出版, 2009, P2～13
- 3) 日本社会事業大学社会事業研究所「研究紀要」第57集, 2010, P137～155

参考文献

深谷美枝著「ソーシャルワーク実習」(株)みらい, 2009
社団法人日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習指導・現場実習 教員テキスト」中法法規出版, 2009

コミュニティ心理学の臨床分野へのさらなる貢献

Further Contribution of Community Psychology to Clinical Field

須田 誠
Makoto Suda

目次

はじめに

1. コミュニティ心理学の定義・理念・理論
2. 事例：危機介入
3. 事例：コンサルテーション
4. 事例：予防

おわりに

はじめに

心理学には、発達心理学、認知心理学、教育心理学、臨床心理学等、様々な領域があるが、「コミュニティ心理学」の知名度は低い。なぜなら、コミュニティ心理学を開講している大学および大学院は我が国には28校⁽¹⁾しかないからである（日本コミュニティ心理学会, 2012）。しかし、コミュニティ心理学の重要さは臨床心理士をはじめとする心理臨床家であれば、誰もが知るところである。

さて、臨床心理士の業務の三本柱とは何であろうか。それは、心理査定、心理面接、そして臨床心理的地域援助である⁽²⁾（日本臨床心理士資格認定協会, 2011）。この臨床心理的地域援助を支える発想・理念・理論がコミュニティ心理学なのである。日本臨床心理士会は、若手の臨床心理士が、心理査定と心理面接ばかりに気を取られてしまうことを危惧し、2007年に「新人研修ガイドライン」を作成したが、心理査定と心理面接の二つとは別立てで“地域・組織活動”として臨床心理的地域援助について詳しく記載している。その記載において、塩谷亨と黒田浩司（2009）は“臨床心理士の活動が「面接室の中」だけで済むという誤解を生まな

いために、いろいろな組織や部署をコーディネートし、協働してクライアントの援助を担っていく場合があるという視点”の重要性を説き、更に、“地域に必要とされるサポートシステムやネットワークの構築、地域の社会的資源の積極的な活用やエンパワーメントといった視点”もまた重要であると説いている。

これを筆者なりに端的に言うならば「環境調整」とも言えよう。例えば、不登校の子どもがいるとする。心理臨床家はこの子どもの心を見つめようとするだろう。そのために必要であるのが、心理査定と心理面接である。しかし、そればかりではなく、この子どもの学校環境は如何なるものを把握しようとするだろう。そして、この子どもの所属する40人のクラスのうち10人が不登校であることが分かれば、この子どもの心理査定と心理面接だけでは解決には至らないことに気付くだろう。そこで、心理臨床家は、学校・学級と連携を図り、環境調整を行い、更に、その学校・学級がより健康となるように協働し、もしも、今後、何か困難が生じた時に、その学校・学級が自分たちの力でその困難を乗り越えられるように力づけるのである。

カウンセリング・心理療法と言うと、個人の心の内

面に迫るというイメージが強固にあるが、“その人を取り巻く環境側に働きかけ問題の解決を促進させる”(山本和郎, 2001) こともまた重要なのである。

本稿では、まずコミュニティ心理学の基礎事項を解説し、それが、近年の社会的問題の要請にしっかり応じ、発展を遂げていることを、文献からの事例を通して紹介することとする。

1. コミュニティ心理学の定義・理念・理論

コミュニティ心理学を我が国に最初に紹介した一人である山本和郎(1986)は、1965年にアメリカでコミュニティ心理学が旗揚げされた⁹⁾際に、Benett, C. C.・Anderson, L. S.・Cooper, S. らが提唱した“コミュニティ心理学は、個人の行動に社会体系が複雑に相互作用する形で関連している心理的過程全般について研究を行うものである。この関連を概念的かつ実験的に明確化することによって、個人、集団、さらに社会体系を改善しようとする活動計画の基礎を提供するものである”(山本和郎(訳), 1986)と紹介している。その上で、彼は、地域精神保健的視点、生態学的視点、組織心理学的視点を導入し、“コミュニティ心理学とは、様々な異なる身体的心理的社会的文化的条件をもつ人々が、だれもが切り捨てられることなく共に生きることを模索する中で、人と環境の適合性を最大にするための基礎知識と方略に関して、実際におこる様々な心理的社会的問題の解決に具体的に参加しながら研究をすすめる心理学である”(山本和郎, 1986)と自ら定義している。

更に、彼は、臨床心理的地域援助(=コミュニティ心理学の実践)の10の理念を挙げている。すなわち、(1)コミュニティ感覚、(2)社会的文脈内人間、(3)悩める人の援助は地域の人々との連携で、(4)予防を重視、(5)強さとコンピテンスを大切に、(6)エンパワーメントの重要性、(7)非専門家との協力、(8)黒子性の重視、(9)サービス提供の多様性と利用しやすさ、(10)ケアの精神の重要性”である(山本和郎, 2001)。

(1)に関しては、心理臨床家が学校や職場組織、地域社会に向いた時に社会性の欠如(その心理臨床家の常識の無さ)が露呈する場合があるが、それはコミュニティに生きる生活者としての感覚が欠如している、もしくはそれを想像することをしていないと考えられ、そのため、(2)社会的文脈内で生きる人間としてクライアントと心理臨床家自身を理解する必要があると言えよう。(3)に関しては、古典的なカウンセリング・心理

療法では、悩める人は非日常の時空間である面接室に訪れて安堵し、そして、元のコミュニティに帰ると再び悩んでしまうという問題から脱却するために必要な理念であると言える。悩める人を守るのは、そのコミュニティに共にある隣人なのである。(4)と(5)と(6)は、コミュニティ心理学の核と言える。問題が発生したから治療を行うというのではなく、予防をし、コンピテンスを向上させ、個人・組織・コミュニティの三層にわたり力をつけてもらうのである。(7)と(8)と(9)は、少数の権威的な専門家だけがパタン化したサービスを提供するのではなく、コミュニティにある人的資源が有効に繋がり合うということで、その結果、敷居が低く、かつ、多様で迅速なサービスの提供が可能となるのである。そして、(10)は、医学モデルに基づく「cure:問題の解決や症状の除去」だけではなく、「care:老いや病や死といった解決や除去の及ばないものに寄り添うこと」を重視するということである。心理臨床家はcureの及ばないクライアントを無視することはあってはならないのである。

上述した、コミュニティ心理学の定義と理念に則って、山本和郎(1984)は、伝統的心理臨床家と地域臨床家を対比させている。これを表1に示す。尚、ここで言う「地域臨床家」とはコミュニティ心理学の理念を持つ心理臨床家のことである。また、筆者は、この対比を、伝統的心理臨床家と地域臨床家のどちらが良い悪いということを示すものではなく、心理臨床家がクライアントにより良いサービスを提供するために、どちらのアプローチからも良いところを学ぶためのものであると捉えている。

この対比において重要な点は、地域臨床家は、事例性を重視するという、医師とは異なる心理臨床家の独自性を提示している点、連携や協働を図るという点、非専門家を活用するためにコンサルテーションを導入している点である。そして、筆者は、地域臨床家の役割と援助構造において、システム論および未来志向を導入している点に注目している。なぜなら、全く新しい「地域臨床家像」を一から築き上げるのではなく、言わば柔軟に「統合的」に、種々の従来の心理臨床アプローチを導入している点にコミュニティ心理学の柔軟さを感じるからである。

さて、コミュニティ心理学は、こうした理念を全うするための理論を持つが、その代表が危機理論とコンサルテーションの理論である。山本和郎(1986)は“危機理論は地域臨床の鍵概念(key concept)である”

表 1. コミュニティにおける臨床心理士の基本姿勢 (山本和郎 (1984) による図を筆者が改訂)

特徴		伝統的心理臨床家	地域臨床家
視 点 と 姿 勢	1	個人を対象	集団、マス、地域社会を対象
	2	治療	予防、教育
	3	専門家中心の責任性	地域社会中心の責任性
	4	病気	来談者の生活、生きざまの構造
	5	疾病性 (illness)	事例性 (caseness)
	6	病気の治療	心の成長促進
	7	セラピー、キュア	ケアを基盤
	8	パタン化したサービス	創造的なサービス
	9	単一のサービス	多面的、総合的サービス
	10	一人でかかえこむ	ケア・ネットワークづくり
	11	サービスの非連続性	サービスの連続性
	12	専門家のみ	非専門家、ボランティアの尊重と活用
役 割	13	個人への介入者	システムへの介入者
	14	個人の評価者	システムの評価者
	15	臨床心理士	コンサルタント、オルガナイザー、教育者、ファシリテーター
援 助 構 造	16	個人の現在から過去へ	個人の現在から未来へ
	17	時間構造	空間構造
	18	弱い側面の変革	強い側面の活用と強化、資源の利用
	19	個人の内面への働きかけ	環境への働きかけ
	20	深入り	深追いしない、見守り
	21	よろいをはぐ	よろいを大切にする
	22	距離の固定	距離の柔軟性

と明言し、その理由を“危機は決してネガティブなものではなく、発達促進可能性を有している“からである”としている。これは、先に挙げたコミュニティ心理学の理念のうちの、強さとコンピテンスを活かし、エンパワーメントするというものに繋がる。心理臨床家の的確な危機介入により、危機は危険ではなく成長の道を辿るのである。

そして、コミュニティ心理学のもう一つの重要な理論がコンサルテーションの理論である。これは理論であると同時に、“コミュニティ心理学の根本的な姿勢を技術的に表したもの” (山本和郎, 1986) と言える。コンサルテーションとは、例えば、学校で子どもに心の問題が生じ、教師に相談したとする。しかし、この教師はその問題に対応しかねた場合はどうするであろうか。恐らく、この教師は心理臨床家 (例えば、スクール・カウンセラー) に相談をするであろう。勿論、守

秘義務やインフォームド・コンセントを徹底してからである。こうした状況において、この子どもをクライエントと呼び、この教師をコンサルティと呼び、この心理臨床家をコンサルタントと呼ぶのである。つまり、教師が自らのコミュニティである学校内で、教師自らがその子どもの問題をより効果的に解決できるように、心理臨床家はその教師を援助するのである。コンサルタントである心理臨床家は、コンサルティである教師の“職業人としての責任性をきちんと尊重し、それを侵害しない、むしろ、その責任性を強化する” (山本和郎, 1986) のである。教師は教育のプロフェッショナルであるが、心の専門家ではない。つまり、コンサルテーションは、先述したコミュニティ心理学の理念における非専門家との協力の実践なのである。山本和郎 (1986) は、心理臨床家の中には「私がやるんだ」と自分を中心になってしまう人がいることに警告を發し

ており、そこで、「コンサルタント＝心理臨床家＝黒子＝陰からの支援者」であることを提唱しているのである。

さて、以下に文献からの事例を通して、コミュニティ心理学の臨床分野への最新の貢献を紹介する。各事例に「危機介入」「コンサルテーション」「予防」と小見出しを付けたのだが、これらの概念は密接に連動し合っているため、「危機介入」の事例において「予防」についても触れていたりすることを予め述べておく。

2. 事例：危機介入

最初の事例は、山本門下生の萩原豪人ら（2012）による「東日本大震災において被災した子どもに対する心理的支援－避難所生活を送る子どもへの『遊びの出前』活動－」である。

彼らは、面接室に困った人がやってくるのを待つという“waiting-mode”ではなく、そのコミュニティに出向き、「何かお手伝いできることはありませんか」と訪ねて回ると言う“seeking-mode”（箕口雅博, 2006）の姿勢で、避難所に向かい、子ども達に遊びを届けたのである。これを「余計なお節介」と見るべきでは当然ない。震災被害という危機状況に早期に介入することは、“ストレス反応を示す子ども達を早期に発見し、場合によって早期対応することができれば、トラウマ反応の緩和と予防（第二次予防）としての効果”（萩原豪人ら, 2012）が必ずあるからである。彼らの活動は、2011年3月28日に始まり同年12月31日までに実に28回に及んだ。そして、彼らは単に遊ぶことに留まらず、“避難所との人的ネットワークおよび信頼関係を構築し”（萩原豪人, 2012）、保育士や学童支援員、民間企業や他の支援団体との連携・協働を行ったのである。そして彼らは謙虚に（災害時の子どもの支援において）“心理の専門家を前面に掲げた関わりは、被災者から敬遠されるだろう。「何だかおもしろそうな人たちが、遊びに来てくれた」ぐらいの感じが、自然に受け入れてもらえるのではないだろうか”述べており、『『助けてやる』とふんぞり返る専門家』ではなく、『計画的でありながらも遊び心を持った黒子』に徹したのである。

天災は現代科学をもってしても予測困難な深刻な事態である。この「遊びの出前」の方法は、東日本大震災に限らず、今後も（あって欲しくはないが）天災や事故のケアにおいて心理臨床家に引き継がれることであろう。

3. 事例：コンサルテーション

二つ目の事例は、山本門下生の後藤かおる（2012）による「学校臨床におけるコラボレーションの試み その1 ー妄想状態により事件を起こした事例をめぐってー」である。

彼女は“精神疾患を発症した生徒がおこした事件をめぐる学校臨床の事例を体験し、精神科医（校医）・教員・スクール・カウンセラー（以下、SC）のコラボレーション（協働）による包括的・多面的支援を試みた”のだが、その学校臨床の背景にはシステム論の視点があり、“子ども個人への介入（システム内への介入）とともに、子ども－学校、子ども－家族などのシステム間への介入”を行い、“事例に応じた複数次元からの介入効果が相乗効果をもたらさう”と想定したのである。精神疾患を発症した生徒が他の生徒を巻き込んで事件を起こしたのだが、当該生徒を糾弾する教員に対して、SCである後藤かおる（2012）は、“大切なのは切り捨てではなく、子どもの教育や治療を行い、その成長を支援することだ。A（筆者注：当該生徒）から学校という居場所・教育の場・生活の場を極力奪わないようにしよう”と提言し、“教員は教育者あるいは管理者の立場から、校医は医師の立場から、SCは心理士の立場から（筆者注：Aの支援のための）チームに関わり、チーム全体として子どもの成長を支援していくことが確認された”のである。これは言うは易し行うは難しである。まず、このSCは精神病の急性症状を見立てて対応する知識とスキルがあったのであり、そうしたことを知らない教員たちを説き伏せるのではなく、教員たちの本来の力が発揮できるようにコンサルテーションをし、Aの処分躍起になっていた教員を見事にだめて、支援チームに乗るようにリフレーミングしたのである。彼女は、加害者と被害者が同一学校の生徒であるため、各自に個別対応だけでなく、“双方（筆者注：生徒のみならずその家族も含めた双方）の関係調整や学校全体への影響を考慮した対応も必要だった”考察しており、また、SCとしての限界も熟知しており、“多岐にわたる問題に統一性をもった対応をするには、教育と医学の両面から各専門家が意見交換すると共に、複数のメンバーがチームを構成してコラボレーションすることが不可欠だった”（後藤かおる, 2012）と考察している。

筆者は長く精神科医院に勤務していたが、このようなコンサルテーション、連携・協働のできるSCと一緒に仕事ができたことは一度もなかった。最も多い例が、

SCも親も教員も子どもが病気と気づかず、放置したり、あるいは圧力を加えたりして、素人目に見ても明らかに病状が悪くなってから、いよいよSCは「教員から、その子どもは医者にかかった方が良いと言われたので、そちらを紹介しました。後はよろしくお願ひします」と言う例である。そして、おずおずと現れた親子は「精神科だなんて聞いていなかった」と憤るのである。尚、多くの場合、SCからも学校からもその後は音沙汰無しになるのだが、卒業式の日SCからウキウキした声で「その後、あの子は全く登校しませんでしたがおかげさまで無事に卒業が認められました」との報告が入るのである。しかし、精神科医院での治療はその後十年単位で続くのであり、主治医も筆者も何とも言えない理不尽な思いをしたものであった。

筆者は心理臨床家にとって学校臨床が最も難しいものであると考えているが、こうした事例と考察が公表されたことは、多くのSCにとって良き指標となると考えている。

4. 事例：予防

最後の事例は、やはり山本門下生の筆者による「自殺未遂に対するコンサルテーション」(須田誠, 2011)である。

自殺は実行された後での当事者への予防は不可能であるが、本事例では幸いにも自殺未遂となった事例である。しかし、その男性の自殺未遂後、事業所全体が大きく揺さぶられ、担当のカウンセラーもケース・ワークおよびマネジメントに困り果て、筆者にコンサルテーションを求めたというものである。本事例は、厳密に言えば予防 (prevention) ではなく、危機状態への介入 (intervention) と事後対応 (postvention) である。

我が国では働き盛りの中高年男性の自殺が一向に減じないが、本事例もまた40代の仕事人間の男性である。この男性は気前が良いのだが熟慮がなく、また、自覚なく(転移とはそういう性質のものだが)男性上司と男性カウンセラーと男性主治医に父親を重ね合わせて見てしまい、敬遠し、彼らの前では「はい。分かりました」と調子よく応じるものの、コンプライアンスは不良という状態であった。この男性は過酷な労働環境の中でうつ病を発症し、遂には遁走し自殺未遂に至ったのであった。

筆者はコンサルタントとして、コンサルティであるカウンセラーと共に状況分析と治療計画の立て直しを行った。コンサルテーションの中で、筆者はコンサル

ティに、「クライアントと会社の了解を取って、その職場組織に行ってみると良い」とアドバイスをした。コンサルティは怪訝な顔をしていたが、それを実行したところ、「いやあ、仕事のきつそうな職場でした」と言ったのであった。これは、このコンサルティが、クライアントの感じている“コミュニティ精神”(植村勝彦, 1999)を一時とはいえ感じたのであり、クライアントを文脈や関係から切り離したら人間として見るができないという“文脈内存在人間”(星野命, 1999)として見直したのであった。そして、この男性は上司、カウンセラー、主治医との信頼関係を構築し、無事に復職したのであった。

しかし、1人の自殺者が出ると、周囲の約100人に精神的なダメージを及ぼすとも言われている(Shneidman, E.S., 1996)。自殺未遂で幸いに一命を取り留めた場合でも然りである。そこで、筆者はクライアントの男性の会社からの要請を受け、全従業員に対して、複数回に分けて事後対応を行ったのである。「死」ましてや「自殺」を話題にすることはタブー視されがちであるが、むしろ、メンタルヘルスの正確な知識を得る事で、人は安心し、また、メンタルヘルス不全の予防に繋がる。そして、この職場というコミュニティの“エンパワーメント”(山本和郎, 1999)に繋がったのであった。エンパワーメントとはコミュニティ自体が力をつけるということであり、労働環境の改善など自助的な動きがこの会社にも生じたのである。

複数の家族や会社組織や学校や地域に対して、例えば、自殺、性、ひきこもり、精神疾患等の心の問題に関する正しい知識を提供することを心理教育⁽⁴⁾と呼ぶが、こうした啓蒙活動もまたコミュニティ心理学が担う役割なのである。

おわりに

我が国で心理臨床家が本格的に必要とされたのは、旧文部省が1995年に開始したスクール・カウンセラー事業からである。そして、我が国のコミュニティ心理学の学会誌の第1巻第1号が発行されたのは、現在から15年前の1997年である。そこに筆者の「学校組織における養護教諭の今日的機能－養護と生徒指導－」という拙文を掲載させていただいた。筆者は、その論文の結語で“スクール・カウンセラーは、現在、子どもの学校不適應の問題に実際に対応している養護教諭や生徒指導担当教諭との連携なしには、その活動の成果をあげることは不可能である。スクール・カウンセ

ラーは(略)対処療法的に問題とされる子どもにかかわるだけでなく、その子どもが所属する学校組織そのものに目を向ける必要がある。スクール・カウンセラーには、管理主義や閉鎖性などの学校組織そのものが持つ問題に対峙し、組織改革してゆく革新的な志向とエネルギーが必要とされるのである”と論じた。

しかし、こうして本稿をまとめるにあたり、後藤かおる(2012)による的確な学校臨床を知り、確実にコミュニティ心理学が臨床分野にさらに貢献していることが分かった。

また、未曾有の大震災にあっても、萩原豪人ら(2012)が迅速かつ的確に危機介入を行ったことも知った。これもまた大いなる貢献である。

現代の我が国では、自殺、ひきこもり、いじめ等、解決に至らない問題が山積しているが、コミュニティ心理学の実践である臨床心理的地域援助に真摯に取り組み、そしてさらなる展開を目指せば、徒に憂国することもないであろう。

【注記】

- (1)2006年調査のため、現在では増加が予想される。尚、本学大学院心理学研究科臨床心理学専攻にも「臨床心理地域援助特論」が開講されており、2013年度は筆者が担当することとなった。
- (2)日本臨床心理士資格認定協会では、この三本柱を踏まえて、「調査・研究・発表」を第四の柱としている。
- (3)これは通常「ポストン会議」と呼ばれており、「コミュニティ心理学」という述語はここで初めて心理学界に登場したのである。
- (4)筆者は、うつ、統合失調症、ひきこもりの家族教室の講師を担当することが多いが、それはかつて勤務していた精神科医院でご指導くださった精神医学者の知見(例えば、後藤雅博,2003)を頼りにすることが多い。

【謝辞】

本稿の題目は、筆者の指導教授である山本和郎慶應義塾大学名誉教授による論文「コミュニティ心理学の臨床分野への貢献—そしてさらなる展開へ」を、山本先生に敬意を表して、踏まえたものです。また、本稿は、同じく山本門下生である後藤かおる先生、萩原豪人先生の臨床分野でのご活躍に刺激を受け、完成することができました。山本先生、後藤先生、萩原先生に心より感謝申し上げます。

参考資料

- 後藤かおる・白波瀬丈一郎 学校臨床におけるコラボレーションの試み—その1—妄想状態により事件を起こした事例をめぐって一. 思春期青年期精神医学, 21(2), pp144-152. 2012.
- 後藤雅博 親・家族支援としての心理教育. 思春期青年期精神医学, 13(1), pp13-16. 2003.
- 萩原豪人・岡本亜美・藤井良隆・久田満 東日本大震災において被災した子どもに対する心理的支援—避難所生活を送る子どもへの「遊びの出前」活動—. コミュニティ心理学研究, 15(2), pp74-78. 2012.
- 星野命 「文脈内存在人間」・「コミュニティ内存在人間」・「文化内存在人間」. コミュニティ心理学研究, 2(2), pp143-144. 1999.
- 箕口雅博 サービス提供のあり方. 植村勝彦・高島克子・箕口雅博・久田満・原裕視(編), よくわかるコミュニティ心理学. ミネルヴァ書房. 2006.
- 日本コミュニティ心理学会 資料紹介 コミュニティ心理学関連授業開講状況.
<http://jscp1998.jp/>(2012年12月20日)
- 塩谷亨・黒田浩司 はじめての人のための「学びのガイドライン」. 一般社団法人 日本臨床心理士会, 臨床心理士の基礎研修 フォーストステップ・ガイドライン. 創元社. 2009.
- 須田誠・山本和郎 学校組織における養護教諭の今日的機能—養護と生徒指導—. コミュニティ心理学研究, 1(1), pp67-81. 1997.
- 須田誠 自殺未遂に対するコンサルテーション. 福島学院大学研究紀要.
- シュナイドマン, E. S. 白井徳満・白井幸子訳 自殺者のこころ—そして生きのびる道. 誠信書房. 2001 (E. S. Shneidman, The Suicidal Mind, Regina Ryan Publishing Enterprises, Inc New York, 1996)
- 植村勝彦 「心理学的コミュニティ感覚」・「コミュニティ意識」・「コミュニティへの心理的感受性」. コミュニティ心理学研究, 2(2), pp145-147. 1999.
- 山本和郎 コミュニティにおける心理臨床家—臨床心理の独自の領域を求めて. 村瀬孝雄・野村東助・山本和郎編, 心理臨床の探求. 有斐閣. 1984.
- 山本和郎 コミュニティ心理学 地域臨床の理論と実際. 東京大学出版会. 1986.
- 山本和郎 「文脈内存在人間」・「コミュニティ感覚」・「エンパワーメント」. コミュニティ心理学研究, 3(1), pp44-46. 1999.

- 山本和郎 コミュニティ心理学の臨床分野への貢献
そしてさらなる展開へ. コミュニティ心理学研究, 5
(1), pp39-78. 2001.
- 財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 新・臨床心
理士になるために [平成23年度版]. 誠信書房. 2011.

癒しから新生へ—現代のファッションに蘇る 戦後の女性のエネルギーについて

From curing to rebirth — a consideration of women's energy in postwar,
which is coming back in contemporary fashions

片山邦子
Kuniko Katayama

目次

はじめに

1. ディオールの「ニュールック」誕生とその時代
 2. ディオールの「コピー」が生み出した創造力とエネルギー
 3. 戦後ファッションを通して拓かれた女性の自立と社会進出の道
 4. 現代のファッションに見る新生のエネルギー
 5. 草間彌生と戦後の女性達の精神の符合
- おわりに

はじめに

2012年9月、東京・銀座の老舗デパートで、筆者は衝撃的な展示会に出会った。それは、ルイ・ヴィトンと世界的前衛芸術家・草間彌生とのコラボレーションによる商品のコレクションである。この展示会は、2012年夏から年末にかけて、世界約60ヶ国のルイ・ヴィトン約460店で開催された。草間彌生は、60余年に渡るその表現活動の中で、常に“水玉”を重要なモチーフとして展開してきているが、前述の商品—バッグ、ポーチ、ペンケース、ロングウォレット、アンダーウェアから携帯ストラップ、マウスパッド、クリアファイルなどと、ショウウィンドウを飾るオブジェまで、全てのもものが、大小にうねりながら変幻する水玉で覆われている。それはモノグラム（組合せ文字）の代名詞ともされるヴィトンのコンセプトとみごとに合致して、強烈な存在感と優雅さ、野生と洗練、自由と秩序が溶けあい、全体がいきいきしたエネルギーとユーモア、たくましさやささしさに包まれていた。「写真（1）参照」



写真（1）
草間彌生、ルイ・ヴィトンのコラボによる新デザイン（『草間彌生を知りたい』 樫出版社より）

コレクションの会場には多くの人がつめかけ、目を輝かせて商品の一つ一つに見入っており、草間彌生の表現世界の人気の高さがうかがえた。筆者も、このコ

と呼ばれるコレクションを発表したのは、まさにこの困窮の時期、1947年、厳寒の2月であった。

ディオールの初めてのコレクションは人々に熱狂的に受け入れられた。そのテーマは「カローラライン」であった。「カローラ」とは花冠を意味し、女性を“花”の姿としてイメージしている。肩パッドを外したなで肩のライン、コルセットで細く締め上げたウエスト、豊かなカーブにふくらませた腰、そして床上25cmの、裾をたっぷり広げたロングスカートは、実際、女性を大輪の花のように美しく優雅に見せた。この「カローラライン」は、当時の有力ファッション誌「ハーバースパザー」誌編集長カーメル・スノーがディオールのこのカローララインに感動して、「Your dresses have such a new look!」とコメントしたことから「ニュールック」と呼ばれ、このファッションはまもなくすさまじい勢いで世界に広がっていく。

しかし、この「ニュールック」は革命的に新しいスタイルではない。カローララインが表現する女性らしい豊かさ、やさしさは、アール・ヌーヴォー時代のコンセプトを下敷きしているといえよう。それには二つの理由が考えられる。一つは、ディオールの個人的情感である。彼はフランスの裕福な家庭に生れ育ったため、母親はベル・エポック時代さなかのブルジョア女性としていつも優雅なやわらかいラインのドレスを着ていた。その姿が、ディオールの「理想の美しい女性像」を育んだと思われる。

もう一つの理由は、荒廃した「時代」の姿への反抗である。当時、人々は飢え、寒さ、物資不足に苦しんでおり、衣生活も、暑さ寒さをしのぐ実用一点張りのスタイルが当然とされていた。

第二次世界大戦をさかのぼって、1919年、ココ・シャネルがパリで本格的にオートクチュールを開始したが、ここから、装飾や色彩をとり払った、シンプルで直線的なファッションを世界に発信していった。

1926年にアメリカの「ヴォーグ誌」に掲載されたシャネルのデザイン画は、黒1色の、この上ないシンプルな直線、無駄のない細いシルエットで「「シャネル」とサインされたフォード車」と評されたという。1920年代は女性の社会進出を背景に、ファッションはシンプルさ、活動しやすい機能性が主流となり、少年のような「ギャルソンス・ルック」や軍服のイメージの「ミリタリールック」が流行している。

ディオールのデザインは、上記の機能性を追求した



写真(3)昭和25年、福島市公会堂で催されたファッションショー

(福島学院65周年記念誌より)

時代と、ディオール自身が身を置いた1947年・終戦の荒廃の時代に対する「反抗」であり、女性本来の美しさ・豊かさ・やさしさを再生させるための挑戦であったと筆者は考える。

しかし、ディオールの挑戦には大きな批判も巻き起こった。一つは、多くの人々が生活の困窮にあえいでいる時代に、なぜ贅沢にたっぷり布地を使うドレスか。一つは、戦後、女性たちの社会進出が始まったのに、日常生活に必要な機能性をなぜ排除するのか。さらにもう一つは、女性の美しさを強調するドレスとは、女性を男性の鑑賞物とする、男性中心の反時代的な、扇情的な考えではないか—というものであった。

しかし、ディオールの「カローラライン」は強かった。世間の批判など眼中になく、ファッション誌はこぞってこのニュールックを取り上げ、服飾業界もこのブームに乗った。なぜなら、世間のどんな批判より女性達の大喝采が強かったからだ。戦争をくぐり抜けた女性達は、たくましく新生の道を拓きながらも、花のように美しく、豊かな女性として生きることを望んでいたからである。—この流行は、ヨーロッパ、アメリカにとどまらず、世界に広がっていった。当然、日本にもこのニュールックが上陸した。

2. ディオールの「コピー」が生み出した創造力とエネルギー

ファッションをグローバルに普及させる構造は、戦後一気に確立した。パリが一つの拠点としてイメージ

を創造、流行を先導して、アメリカを始めとする各国の服飾メーカー、メディア、小売業者がそれを海外にまで普及させるという構造である。この裏にはフランス産業界の狙いもあった。かねてからパリモードは、オートクチュール組合がコレクションの運営や著作権の保護活動をしてきたが、1954年にファッションの異業種交流団体が結成され、モード、化粧品、香水などの“贅沢品”の海外普及を企てていた。「おしゃれなフランス的暮らし」を世界に広げようというものである。

ファッションのグローバル化と、“フランス的生活様式”普及の波が押しよせ、日本でもディオールはいち早く熱い注目を浴びた。戦後、続々とできた洋裁学校や女性誌を通して、ニュールックは全国に広がっていくと同時に、女性達の“パリモード”への憧れをかき立てていった。

社会学・文化研究学者の成実弘至氏は、その著書「20世紀ファッションの文化史」の中で、次のように述べている。「パリやニューヨークを中心とした戦後ファッションは、服装のグローバルな均一化をもたらしたともいえる。戦後の既製服産業界やメディアの発展は流行の普及を進めただけでなく、地域、文化、宗教、階級、民族、人権などにより多様であった服装文化の画一化をうながした。ファッション業界も流行のスタイルへとからだを標準化していくという意味で、感性を画一化していったのである」（引用P.70）

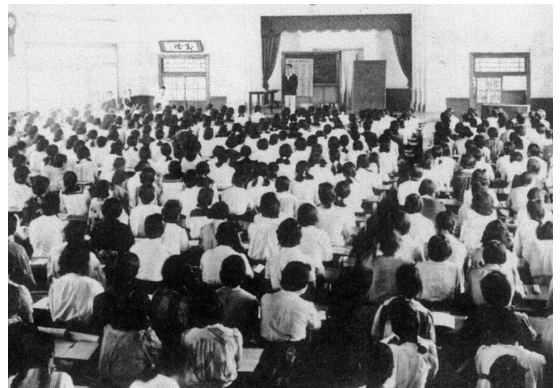
福島にも「ニュールック」の流行の波は押しよせてきた。これをいち早く捉えて形にして見せたのは、菅野八千代とその教え子達—福島高等洋裁学院の教師や研究生達であった。1953年（昭和28年）、まだ戦後の荒廃の名残が残る時に、東京の文化服装学院が、パリからマヌカンとスタッフを招いて、本物のディオールのファッションショーを開催している。パリモードを直に見た人達の感動は大きかった。片道8時間もかかる列車で上京して、このショーを見た福島高等洋裁学院の研究生のひとり、60年昔のショーの感動を今なお鮮かに思い出すという。

ディオールの服は、本来は富裕層を対象にしたオートクチュールであり、ディオール自身は作品の著作権に厳しかったが、ディオールのファッションをコピーして作ったものを世界のどこかで着るのは、着る側の自由である。ファッションを観察して同じものを作る洋裁の技術さえあれば、庶民が手作りのディオールを着ることも簡単にできた。上記の成実弘至氏は次のようにも述べている。「たとえばイギリスでは、労働者階

級の女性たちも自分たちなりにニュールックを咀嚼してドレスを創作していた。そうしたドレスは時としてオリジナルとは似て非なるものだったかもしれないが、作り手なりの創造性が発揮されていたのだ。それはハイファッションを独自の立場から再解釈することを意味していた」（引用P.70～P.80）

成実氏の言葉は、福島における戦後ファッション「ニュールック」のめざましい流行にもあてはまる。菅野八千代と福島高等洋裁学院のスタッフは、パリからアメリカ経由で日本に渡ってくるモード誌の「ニュールック」を観察し、構造を研究し、型紙を起こして、ドレスを創り上げた。終戦の荒廃からまだまだ立ち直れず、食糧にも不自由していた時代、ドレスの素材となる布地も当然手に入らない。食糧と交換されるのを免れた着物、祖父のマントなど、使えるものは何でもドレスに仕立てた。終戦直後、全国各県に置かれたアメリカ軍政府の担当官と共に、婦人教育のために全県を回って活動した故・山本ナカ氏（当時県社会教育課婦人教育担当、後に福島県女性団体連絡協議会顧問）は、アメリカ軍のジープに乗って県内を回るための夏用の仕事着がなく、来客用の白い蚊帳で、しゃれたスーツを作ってもらったという。「女性の誰もおしゃれしなかったのよ」と、生前の山本氏は語っていた。—そのスーツを仕立てたのも、菅野八千代のスタッフであった。

菅野とそのスタッフは、貪欲にニュールックを取り入れ、使える素材は蚊帳までも活かし、県内各地で精力的にファッションショーを開催して回った。スタッフの一員であった片平栄子氏は、当時を次のように振り返る。「どの町でも沢山の人がファッションショーを待ちこがれていました。ショーでは、ウェディング



写真(4)昭和23年、福島で行われた菅野八千代による講習会。700人がつめかけた。（福島学院65周年記念誌より）

ドレス、アフタヌンドレス、働き着などを見せましたが、なにしろモノのない時代でしたから、みな“廃物利用”で作りました。すてきなアフタヌンドレスは、親の無地の着物や黒の紋付などが変身を遂げていたのです。会場いっぱいにつめかけた人達は、目を輝かせて見入っていました。とりわけウェディングドレスは新鮮なショックだったらしく一当時の花嫁衣裳といえば、黒字に裾模様の着物でしたから一どの会場でも拍手喝采を浴びたものです」

ファッションショーは、二本松、本宮、郡山、白河、原町、鹿島、いわき、会津を巡回、菅野とスタッフは2週間泊りがけでショーを開催した。

これは、実は菅野八千代の女性教育のカリキュラムの一つであった。ショーが終わると、菅野が新時代のファッションについて講演し、その後スタッフは実際にドレスの製作指導を行う講習会を開いていた。「写真(4)参照」この講習会の前には、スタッフが当時日本の洋裁学校の最前線にあった東京ドレスメーカー女学院(菅野八千代の母校)にニューモードの勉強に行き、最新の技術とセンスを吸収してきた。「ニュールック」のムードだけに流されず、確実な技術と情報を蓄積しようとする菅野の周到な女性教育の計画の一端がうかがえる。—こうして、福島育ちの「ニュールック」は、ディオールのオリジナルから離れて独自のパワーと創造性を備えながら、全県に根を下ろしていった。戦後わずか3年の、昭和23年のことである。

福島県における「ニュールック」の浸透は、「ファッションの流行」という現象だけで看過することはできない。ファッションショーと講演・講習会を通して、全県下に広がっていった「ニュールック」の熱い波の下には、戦後の新しい時代を生きる「女性の自立」という大きな課題が横たわっていた。菅野八千代の活動には、その遠大な、しかし切実な目標が据えられていたと考えられる。

3. 戦後ファッションを通して拓かれた女性の自立と社会進出の道

菅野八千代が、福島高等洋裁学院を開校したのは、昭和16年2月であった。当時“洋裁”は若い女性の憧れであり、洋裁を学ぶことは、おしゃれな花嫁修業であった。しかし、その年の12月に太平洋戦争が始まり、国も福島も非常事態に陥ったため、学院は“開店休業”の時期をやむなくされた。—昭和20年8月、終戦を

迎えると、学院に沢山の女性達が集まってきた。花嫁修業のためではなく、必死で生きる道を探してやって来た人達—戦争で夫を亡くした若い母親、外地から引き揚げて来た人、学徒動員から戻った人達—であった。この年に学院の門を叩いた女性の一人、菅野フミ氏(学院卒業生。元フミ洋裁店経営者)は、当時をこう振り返る。「夫が戦死して、私はリュック一つで東京から郷里福島に戻ってきました。ひとりで生きる道を探さなければならなかったのです。技術を身に付ければ働ける、と洋裁を習うことにしました。私と同じ思いの人達が沢山いました。着るものがなくて、男物のズボンや靴の人も珍しくありませんでした」—住む家もない女性達のために、菅野は古い空き旅館を1軒借りて、寮にした。食べ物も十分でない、炊事には戦争で廃屋になった家の木材を拾ってくる、教材の布もなく基礎縫いは和紙でやる、という劣悪な環境の中ではあったが、菅野は彼女達を熱心に教育し、彼女達もその熱意に応えた。—ここから、沢山の洋裁技術者が次々と巣立っていった。女性達は戦時中、筒袖のきものともんべで生き抜き、おしゃれへの憧れを封じられてきたが、戦時中の、精神と生活の抑圧から解放されたうえ、「民主化」という新しい波が女性の社会進出を促した。このような状況のもとで、「洋服」のマーケットは圧倒的な勢いと規模で広がり、洋裁の技術を持った女性は、念願通り、洋裁店を開いたり、洋装店に勤めたり、教師になったりと、自立の道を歩むことができたのである。

昭和22年、菅野は学院の校舎脇に学院直営の洋裁店「KY洋裁部」を開設した。卒業生の中から人材を選抜してスタッフとし、直接市民の注文を受ける洋裁店であり、女性達のニーズを捉えるアンテナショップであり、最新のデザインと技術を研究するアトリエでもあった。在日アメリカ軍の宿舎が市内にもあったため、将校夫人などのオーダー服も多く、流行の最先端の情報も生で入ったうえ、実際のドレスの製作を通して、最新の縫製技術を学ぶこともできた。ここから、パリからアメリカ経由で渡ってくる「ニュールック」に関する技術、センスを磨くこともできた。この「KY洋裁部」は、ファッションショー、講習会を展開しながら新時代の女性を教育するための、強力な礎となったと思われる。

県内各地の講習会からも、それを機に専門的に洋裁の技術を学んで、大勢の女性達が自立していった。

「学校は、洋服の美を追求するだけでなく、女性の

自立を目指す場にもしたいと思いました。いろんな差別がありましたからね」—上記は、平成11年1月28日の福島民友新聞の特集記事「20世紀ふくしまの100年・夜明けの風景」のインタビューに応えた菅野八千代の言葉である。

戦前、戦中も含めて、長い時代、女性は男性に従属して家庭を守るもの、とされてきた。「女に教育はいらぬ」ともされ、社会に進出しようとする者や学問しようとする者には、「女のくせに」「女だてらに」という批難が浴びせられた。女性の参政権が戦後ようやく認められたという事実からも、女性に対する差別がいかに根強かったかが納得できる。「いろんな差別がありましたからね」という菅野八千代の表面はおだやかに響く言葉は、その事実への鋭い指摘と挑戦に他ならない。

終戦1年後の昭和21年に高校生だった遠藤宮子氏（福島磐青の会会長）は、当時の菅野八千代について次のように思い出を語っている。「先生のお名前はすでに高校生の間でもよく知られていました。若い女性にとって洋裁は憧れであり、八千代先生は自立のシンボルであったのです」—遠藤氏は、昭和50年から社会教育指導員として活動を始め、とりわけ女性教育に力を入れて、菅野八千代と共に研究と実践を長年積み重ね、福島の婦人活動のリーダーと目されてきた。その遠藤氏が、菅野八千代の社会活動をつぶさに見ている。「戦後、日本の価値観がひっくり返った時に、八千代先生はしっかり時代を読み、婦人団体をつ一つにつないで大きなエネルギーにしていく大事業に力を注がれました」と遠藤氏が語るように、菅野八千代は、終戦の年すぐに、日本有権者同盟福島支部の結成に立ち上り、女性の政治への参加意識を高める活動に取り組んでいる。さらにこの組織と婦人会をつなぎ、全県下に46余あった婦人団体を統合して、県婦人団体連合会（現・福島県女性団体連絡協議会）を組織し、昭和50年までリーダーとして活動を続けた。元・福島民報社代表取締役・河田 亨氏は、新人記者時代から菅野八千代との交流があったが、県政担当記者を務めた頃は菅野の活動目のあたりにする機会が多かったという。その河田氏は、「菅野八千代先生の足跡は、戦後の福島県、いや日本の女性運動史に欠かせない金字塔を打ち立てた」と述べている。

「戦後当時の婦人会というエプロンにたすきがけのお母さん達が集まっている会、というイメージで、女性の真の自立や社会参画にはまだほど遠いものがあ

りましたが、八千代先生は違いました」と前述の遠藤宮子氏はふり返るが、菅野八千代は、新しい時代をリードする活動を重ねながら、服飾を通して「美」を追求し続けた。超多忙な毎日の中で、菅野自身も個性を生かした洋服を着、スカーフなどの小物を巧みに使い、常に周囲の女性を感嘆させるセンスの良いおしゃれを忘れなかった。学院ではファッションを研究し、女性教育に取り組み、心身共に豊かで、思いやりのある、美しい女性を育てて社会に送り出すことにも全力を注いでいた。菅野が目ざした通り、学院の卒業生達は、おしゃれで、まちのファッションリーダーであったと同時に、自立心にあふれて、逆境に強く、心が温かい人達が多かったと評される。福島高等洋裁学院は、後に福島ドレメ学院と改称したが、卒業生達は自分達のそのような心根を「ドレメ魂」と呼んで誇りにした。その「ドレメ魂」を持ち続けて新時代を歩もうと、卒業生有志は「八千草会」を結成、今日70代、80代になってもなお、活躍する人も少なくない。—この「ドレメ魂」は、菅野八千代が女性達の内に育んだ魂であると同時に、彼女自身の魂であり、「戦後」という時代の魂でもあった。

前述のように、熱狂的に受け入れられた「ニュールック」は、コピーであっても、似て非なるものであっても、女性達にはいっこうに支障はなかったと筆者は考える。その時の「ニュールック」は、新しい時代に自立しようとする女性達の道を拓くためのバネであり、社会に参画して生きる意欲を燃やすための触媒に他ならなかったと思われるためである。

4. 現代のファッションに見る新生のエネルギー

「戦後」という時期を、筆者は終戦の1945年（昭和20年）から、「もはや戦後ではない」と言われる経済成長が始まる前の1957年（昭和32年）頃までと区切ることとする。ちょうどこの時期の1947年から1957年は、クリスチャン・ディオールの「ニュールック」が世界のファッションを牽引した時期と重なり、戦後のファッションはディオールに象徴されるといっても過言ではない。

前述のように、ディオールのファッションは、女性の自立するたくましさを封じ込めることもなく、男性の鑑賞の対象に甘んじさせることもなく、女性本来の美しさ、豊かさ、優雅さを強調するものであった。

筆者は2012年1月から12月まで、数種類の女性ファッション誌を見、東京を中心として街のファッション、ブティックを観察してきたが、今日の女性のファッションに、戦後に共通する力強さを感じ取っている。それは、つい近年見かけられたアール・ヌーヴォー、アール・デコ様式を映したファッションにはなかった、たくましさ、新生へ向かうエネルギーの要素である。「写真(5)参照」

20世紀の幕開けと共にパリから全世界に広がったアール・ヌーヴォーは、植物や女性など生命体のモチーフ、情緒的曲線による表現形式によって、古い伝統と観念に抑圧された人々の感性を、自由な人間として開放した。次いで第一次世界大戦後、急速に発達した機械文明の中で、その時代を映すアール・デコが誕生し、アール・ヌーヴォー時代と同様に世界に浸透した。アール・デコは、アール・ヌーヴォーのイメージの痕跡を残しながらも、抽象的・幾何学的モチーフ、無駄を排除した直線・曲線による表現形式によって、21世紀につながる新時代の活力の誕生を示唆した。

上記の二つの様式は、モチーフ・表現形式が対称的であるが、根底では人間が求めてやまなかった、心の癒しという大きな流れでつながっている。

近年においても、心の癒しは求められ続けた。表面は平穏に見える世界の中で、経済の破綻、内乱や戦争が続き、極度に発達した情報社会の中で、人々は自己のアイデンティティと、人と人とのつながりを失っていた。このような世界の様相の中で、日本は東日本大震災と原発事故による大きな打撃をこうむっている。

この時代を映して、今日の多様なファッションの流れの中に、アール・ヌーヴォー様式が、次いでアール・デコ様式がその存在感を示した。この現象に共通するものは、前述のように、人が求める心の癒しであったと筆者は考える。

いま、女性達は癒しを求めたまま、とどまってはいない。時空を越えて、戦後の女性達と肩を並べて、新生の道を歩き出した。



写真(5) キュートなデザインの中にやさしさ、豊かさが見られる現代のファッション。左はディオール (VOGUE '12、6月号)、中 (VERY'12、12月号)、右 (BLEND'A'12、12月号)

5. 草間彌生と戦後の女性達の精神の符合

草間彌生を知る人は率直に言って多くはない。草間は、前衛芸術家として世界的評価を得、常に強烈なエネルギーを発しながら変幻し、絵画、彫刻、オブジェ、映画、小説、イベント、ファッションデザインなど多岐に渡る表現手段を通して、独特の世界を構築している。世界各国が草間の作品を大きな感動を以て受け入れてきたが、日本は彼女を認める眼を持たず、「日本の時代がやっと草間に追いついた」といわれるように、近年になってようやく受け入れられている。

その草間彌生が、前衛芸術とは無縁の人々の中に親しく入りこんできたのは、2012年、ルイ・ヴィトンとのコラボレーションアイテムを発表してからである。「はじめに」に述べたように、そのアイテムは衣類から小物まで多種多様であるが、全てはカラフルな大小の水玉で覆われている。

なぜ水玉か—という理由は草間にはない。彼女は幼い頃から水玉の幻覚にとらわれてきており、水玉が自然に表現としてあふれ出るという。

草間彌生は、1929年長野県に生まれている。幼少の頃から絵を描くことが好きだったが、「絵など描かないで、女は嫁に行け」という親の強い反対にあって、不本意な少女時代を過ごしている。「いろいろな差別がありましたからね」と言った菅野八千代の言葉は、草間の場合にもあてはまる。親を説得して美術学校に入ったのは、1948年。終戦から3年目、女性達が自立を目指して歩き始めた時代である。それからの草間は、1957年単身アメリカに渡って創作活動を展開、同年アメリカで初めての個展を開いて後、めきめきと頭角を現して、以後世界的評価を受けていくことになる。

ルイ・ヴィトンとのコラボレーションによる商品は、

日本でも大きな人気を呼んだ。「草間彌生を知りたい」というムック版中にインタビュー記事がある。その中で、草間はいつも「ラヴ フォーエバー（愛は永遠）」というフレーズを使っている。ヴィトンとのコラボは、自分の水玉のイメージで世界を埋め尽くすという表現行為でもある一方、自分の大きな愛で世界をくるみ込んでしまおうということか—という問いに答えて、草間は次のように述べている。「靴やハンドバッグにみんなが大きなお金をつぎ込んでいるだけ、と思うかもしれないけれど、それはね、哲学とか思想であり、自分たちの生きていく最高の目的、最高の人生に対する華やかな人間讃歌を現わすためなんです。だから私とルイ・ヴィトンのコラボ商品は、みんなに好かれるのよ」（引用P. 69）

草間のいう「最高の人生に対する華やかな人間讃歌」こそ、生きるエネルギーそのものであろう。“水玉”は伝統的な模様のパターンであり、昔から広く使われていて、水玉そのものにオリジナリティはない。しかし、水玉を媒体としてこそ表現できる草間の世界は、オリジナリティとエネルギーに満ちている。「写真(6)参照」

筆者が、草間—ヴィトンのコラボ商品に出会い、菅野八千代が創り上げた水玉のドレスを思い浮かべたことは、単なるパターンの符合ではない。将来、「自分たちの生きていく最高の目的、最高の人生に対する華やかな人間讃歌」が歌えることを、菅野も、戦後の女性達も心の底から願いながら、たくましく道を拓いて来た—菅野八千代と草間彌生の、その精神の符合であったと考える。



写真(6) 2012年7月から9月まで、欧米を巡回して開かれた草間彌生作品展最終回。ニューヨーク・ホイットニー美術館で（「草間彌生を知りたい」 樫出版社より）

おわりに

近頃、社会で活動しながら家庭もきちんと両立させ、余暇も楽しんで生きる、おしゃれで美しい女性が少なくない。—この現象こそ、震災後の深い停滞と閉塞感を打ち破る、新生のエネルギーではないかと思われる。

今年の干支「巳」の文字は、蛇が冬眠から目覚める姿を表わしており、転じて「新生」「再生」という意味になるという。巳の年が文字通り新生の年になることを願いながら、今後の新生のエネルギーが、どのような結晶を生み出すのか見守っていききたい。

最後に、数々の貴重な資料を提供し、戦後の様子をご教示下さった八千草会の皆様、ご協力下さった関係各位にあらためて御礼申し上げます。

〈参考文献・引用〉

片山邦子企画編集、福島学院、創立65周年記念誌「あゆみ」、福島、2006。

片山邦子、菅野八千代卒寿記念「百人の花束」、片山邦子、福島、2003。

片山邦子、福島県における女性の自立の先駆者達とその時代背景、福島学院大学、福島、2006。

片山邦子、現代の服飾に蘇るアール・ヌーヴォーの精神と現代人の癒しについての一考察、福島学院大学、福島、2011。

片山邦子、アール・ヌーヴォーからアール・デコへ—現代の服飾などに見る癒しについての一考察、福島学院大学、福島、2012。

草間彌生を知りたい、樫出版社、東京、2012。
（引用P. 69）

SWEET・1月号～2月号、宝島社、東京、2012。

丹野 郁、西洋服飾史増訂版、東京堂出版、東京、1999。

丹野 郁、西洋服飾史図説編、東京堂出版、東京、2003。

成実弘至、20世紀ファッションの文化史、河出書房、東京、2007。（引用P. 70～P. 80）

林 邦雄、ファッションキーワード、源流社、東京、1993。(引用P.70～P.80)

VERY・1月号～12月号、光文社、東京、2012。

BLEND A・1月号～12月号、角川春樹事務所、東京、2012。

VOGUE JAPAN (2012年6月号～2013年1月号)、OCS、東京、2012～2013。

昭和史、毎日新聞社、東京、1983。

日本における高齢者介護政策の根拠を探る

Explore the rationale for care of the elderly policy in Japan

高橋 雄二
Yuji Takahashi

目次

はじめに

1. 日本における高齢化の状況と今後の推測
2. 高齢者問題に対する国際的動向
3. 日本における高齢社会対策
4. 現在の高齢者対策に関する基本的な考え方

おわりに

はじめに

我が国における社会福祉の公的扶助を始めて定めた法律としては明治7（1874）年の恤救規則があるが、それは労働能力がなく、かつ身寄りのない「無告の窮民」が対象とされた。その後、昭和7（1932）年に救護法が制定され、65歳以上の老衰者であり、かつ扶養義務者がいない者、扶養義務者に扶養能力の無い者、13歳以下の幼者、妊産婦、労務に従事できない障害者、傷病者を対象として生活扶助、医療扶助、助産扶助、生業扶助などが実施されていた。しかし、国民全体の福祉に寄与するものとは言いがたい状況であり、一部の篤志家による支援に依存する社会であった。

現在の社会福祉制度の基盤となったものは、昭和21（1946）年に連合国軍総司令部[GHQ]が示した①無差別平等の原則（国家による救済は平等に行う）、②国家による生活保障の原則（国民の最低生活の保障を国家責任で行う）、③私分離の原則（国家責任を民間に転嫁しない）、④支給金無制約の原則（救済に必要な支給金額に制限を設けない）という『社会救済に関する覚書4原則』であり、この原則の影響を受け『日本国憲法』が起草された。

『日本国憲法』第11条〔基本的人権の享有〕「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」、第25条〔生存権の保障〕「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2. 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という条項が示され、日本における社会福祉政策の根拠となっている。

この研究においては、現在の日本における社会保障制度の根幹をなす高齢者を支援するための施策の中で、高齢者介護に関連する制度についての国際的な理念の変遷を辿ることにより、それらが我が国の政策に対して、どのような影響を与え、関連しているのかを検証することにより、今後の高齢者問題対策の一助とすることを目的とする。

1. 日本における高齢化の状況と今後の推測

高齢社会対策基本法に基づき、平成8（1996）年から毎年政府が国会に提出している『高齢社会白書』の

平成24年版によると、平成23（2011）年10月1日現在、我が国の総人口は1億2,780万人であり、65歳以上の高齢者人口は、過去最高の2,925万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も23.3%となった。

将来推計人口によると、我が国の総人口は、今後、長期の人口減少過程に入り、平成38（2026）年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、60（2048）年には1億人を割って9,913万人となり、72（2060）年には8,674万人になると推測されている。

一方で高齢者人口は今後、いわゆる「団塊の世代」（昭和22（1947）～24（1949）年に生まれた人）が65歳以上となる平成27（2015）年には3,375万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる37（2025）年には3,657万人に達すると見込まれている。その後も高齢者人口は増加を続け、54（2042）年に3,878万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推測されている。

総人口が減少するなかで高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、平成25（2013）年には高齢化率が25.1%で4人に1人となり、平成47（2035）年に3人に1人となる。平成54（2042）年以降は高齢者人口が減少に転じて高齢化率は上昇を続け、平成72（2060）年には39.9%に達して、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されている。総人口に占める75歳以上人口の割合も上昇を続け、いわゆる「団塊ジュニア」（昭和46（1971）～49（1974）年に生まれた人）が75歳以上となった後に、平成72（2060）年には26.9%となり、4人に1人が75歳以上の高齢者と推測されている。また、高齢者人口のうち、65～74歳人口は「団塊の世代」が高齢期に入った後に平成28（2016）年の1,761万人でピークを迎える。その後は、43（2031）年まで減少傾向となるが再び増加に転じ、平成53（2041）年の1,676万人に至った後、減少に転じると推測されている。

出生数は減少を続け、平成72（2060）年には、48万人

になると推計されている。この減少により、年少人口（0～14歳）は平成58（2046）年に1,000万人を割り、平成72（2060）年には、791万人と、現在の半分以下となると推計されている。

65歳以上の高齢人口と20～64歳人口（現役世代）の比率をみると、昭和25（1950）年には1人の高齢人口に対して10.0人の現役世代がいたのに対して、平成22（2010）年には高齢者1人に対して現役世代2.6人になっている。今後、高齢化率は上昇を続け、現役世代の割合は低下し、平成72（2060）年には、1人の高齢人口に対して1.2人の現役世代という比率になると予測されている。[図-1参照]

我が国においては、以上のような少子高齢化の状況を踏まえて高齢者に対する様々な施策が実施されている。それらの施策は、我が国独自で考案されたように思えるが、下記に示す国際的に採択された宣言や計画の影響を受けた内容となっている。

2. 高齢者問題に対する国際的動向

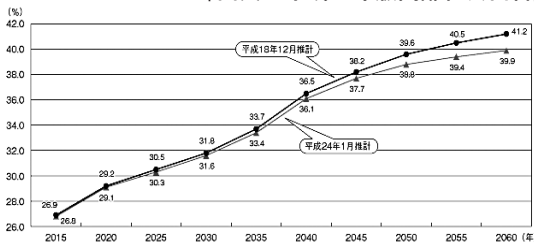
高齢者問題に対する対策の基本理念には、人間の一生における高齢期のみを対象とし区分するのではなく、基本的人権に関する問題として対応する必要がある。

国際連合は、昭和23（1948）年12月10日の第3回国際連合総会において、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として『世界人権宣言』を採択した。また、世界的な高齢化問題に対応するため昭和57（1982）年に国際連合において高齢者問題世界会議を開催し、各国が目指す政策の指針である『高齢者問題国際行動計画』を示した。その後、平成3（1991）年『高齢者のための国連原則』が国際連合総会によって採択された。

国際的な動向である『世界人権宣言』や『高齢者問題国際行動計画』、『高齢者のための国連原則』の中から我が国における高齢者政策に関連した宣言や勧告を抜粋して以下に示す。

〔図-1〕 高齢化率の前回将来推計との比較

〔出典：平成24年版高齢社会白書〕



(1)世界人権宣言

『世界人権宣言』（正式名称『人権に関する世界宣言』）の下記の条項において人間として自由や尊厳を保持する権利や社会保障の国家的努力を明確に定め、世界の人権に関する規律の中で最も基本的な意義を有している。

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由で

あり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第19条 すべてのは、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展に欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

(2)高齢者問題国際行動計画

世界的な高齢化問題に対応するため国際連合において高齢者問題世界会議を開催し、各国が目指す政策の指針を示した。(1982年7月26日～8月6日オーストリア・ウィーンで開催された高齢者問題世界会議〔国連主催〕で採択)

この計画の勧告は、我が国における高齢者対策に関する基本的な理念と目標が具体的に明示されている。

以下に高齢者介護に関わる主要な内容を示す。

【高齢者問題国際行動計画】

前文 高齢者問題世界会議に集まった国々は、高齢者人口が増加しつつあることを認識し、高齢者問題及びこれに鑑み、長寿に伴う問題と可能性を共に協議しつつ、各国は個別に又は集団として、(Ⅰ) 国際的、地域的、国家レベルにおいて、個人としての高齢者の人生を高揚し、老後を心身ともに、平和、健康かつ又安全、十分に享受できるようにすることを目指す政策をうち立て、適用すること、及び(Ⅱ) 高齢者の可能性を十分に実現できるようにし、また適切な措置によりあらゆるマイナスの影響を和らげるため、人口の高齢化が開発に及ぼす影響と開発が高齢者に及ぼす影響を研究することを決意しつつ、世界人権宣言にうたわれた基本的で奪うことができない権利が高齢者に完全に、かつ制限されることなく認められるという各国の信念を厳粛に再確認し、また生活の質は長寿そのものに劣らぬほど重要であることを認め、それゆえ高齢者はでき

る限りそれぞれの家族や社会の中で欠くべからざる構成員として評価されつつ、充実し、健康で、安全で、かつ満足のいった生活を享受することが可能であることを厳粛に認める。

A 目標と政策勧告

この行動計画は、国際社会、各国政府、その他の諸機関及び社会全体が、社会の進行しつつある高齢化の挑戦や世界中の高齢者のニーズに対処できる方法に関し、幅広い指針と一般的な原則を提供し得るだけである。より特殊な方法論と政策は、その性格上各国又は各民族社会の伝統、文化的価値、慣行を踏まえて構想し表現させなければならない。また、行動プログラムは、それぞれの国や社会の優先順位や物質的な能力にあったものでなければならない。それにもかかわらず、文化、宗教、人種あるいは社会的な地位を超えた、一般的かつ基本的な人間の価値を反映する基本的な考察が多くある。それは加齢が万人に共通で、かつ避けることのできないプロセスであるという生物学的事実によって導かれた価値である。高齢者に対する尊敬の念やケアは、人類のどこの文化もみられる数少ない普遍的なものの一つであり、人類の生存と進歩に必要であった自己保存本能と社会保存本能との間の基本的な相互作用の現れである。

【高齢者個人に関する分野】

(a)健康と栄養

〔勧告1〕 障害を緩和し、残存能力を再訓練し、苦痛を和らげ、精神の明晰さ、安息、尊厳を維持し、再び希望を持たせて人生計画を立てさせるようにするためのケアは、特に高齢者の場合には治療と同様重要なことである。

〔勧告2〕 高齢者のケアは、単に病気だけでなく、肉体的、社会的、宗教的、環境的要因の相互依存性を考慮に入れた高齢者の総体的な福祉を志向するものでなければならない。それゆえ、ヘルス・ケアとは、高齢者の生活の質を改善するにあたり、健康や社会に関する部門及び家族を含めたものでなければならない。健康のための勢力、特に戦略としてのプライマリイ・ヘルス・ケアは高齢者が社会活動から疎外されることなく、家族や地域社会の中で自立した生活をでき

るだけ長く維持できるようにすることに向けられるべきである。

[勧告3] 高齢者の機能障害と病気を防ぐためには、予防措置とともに早期の診断と適切な治療が必要である。

[勧告4] 特に年を取った高齢者や1人で日常生活を送れない人々に対するヘルス・ケアの提供には、特段の注意を払うべきである。精神障害又は環境への不適応を起こしている人々については特にそうである。というのも精神障害は必ずしも施設収容によらずとも、専門的ワーカーによる家族、ボランティアの訓練や援助、通院による精神保健医療、福祉事業、デイ・ケア、社会的孤立を防ぐための手段の推進により、しばしば予防もしくは緩和可能であるからである。

[勧告5] 末期の病人に対する手厚いケア、彼等との対話、死の時やその後における家族への援助は、通常の医療行為を越えた特別の努力を必要とする。医療に携わる人々は、このようなケアを心がけるべきである。こうした特別の努力の必要性を医療ケアに携わる人々、末期の病人の家族、あるいは病人自身が知り、また理解すべきである。こうした必要性を念頭において、様々な文化における関連する経験や実践についての情報交換を奨励すべきである。

[勧告6] 社会サービスやヘルス・ケア・システムの費用が増大する傾向にあるが、これは国や地方社会レベルにおける社会福祉とヘルス・ケア・システムの密接な調整を図ることにより対処すべきである。例えば、2つの部門で働く職員の協力を推進しこれらの職員に学際的な訓練を施す方策を講ずるべきである。しかしながら、これらのシステムは、バランスのとれたケア・システムの中で相互に関連を持つ重要な要素であるべき家族や地域社会の役割を考慮に入れて進展させていくべきである。なお、以上のことを行うに当たっては、高齢者に対する医療や社会的ケアの水準を低下させることがないよう注意しなければならない。

[勧告7] (a)ケアを必要とする高齢者の世話に関し、

必要な情報を国民全体に提供すべきである。高齢者自身も自らのケアのための訓練を受けるべきである。

(b)家庭や施設で高齢者の世話をする者は、高齢者や家族の参加及び保健、福祉の分野の様々なレベルで働く人々の協力を重視しつつ、基礎的な技能訓練を受けるべきである。

(c)福祉事業（医療、看護、社会福祉など）に携わる専門家や学生は、老年学、老人医学、老年精神医学、老人看護学といった関連分野の原理や技術について訓練を受けるべきである。

[勧告8] 高齢者の生活のコントロールは、ヘルス、社会サービスその他のケアに携わる人々にのみまかせられるべきではない。なぜなら、何が必要でそれをいかに実行すべきか、通常高齢者自身が一番よく知っているからである。

[勧告9] ヘルス・ケアの開発及びヘルス・サービスの推進に対する高齢者の参加を推奨すべきである。

[勧告10] ヘルス及びヘルス関連サービスは、地域社会において可能な限り十分展開されるべきである。これらのサービスは、デイ・ケア・センター、外来診療所、デイ・ホスピタル、保健医療技術者のケア、在宅サービスなどの広範な通院、通所サービスが含まれるべきである。緊急サービスは、常時利用できるようにしておくべきである。施設ケアは常に高齢者のニーズに合ったものでなければならない。ヘルス・ケア施設のベッドの不適切な使用は避けるべきである。特に、精神病でない人々を精神病院に入れることは避けなければならない。老人病専門の診療所、地域の保健センター、高齢者の集会場などを通じて健康診査やカウンセリングを実施すべきである。老人医学上の完全なケアを提供するため必要な保健体制、専門スタッフが利用できるようにすべきである。施設ケアによる場合には、特に家族やボランティアの参加を一層奨励することにより、高齢者が社会から孤立して疎外されることのないようにすべきである。

[勧告11] 高齢者の健康の増進、病気の予防、種々の機能の維持は積極的に進められるべきである。これには、高齢者の肉体的、心理的、社会的ニーズの評価が必要となる。このような評価により、機能障害の防止、早期診断、リハビリテーションが促進されるであろう。

[勧告12] 適切で十分な栄養、特にたん白質、ミネラル、ビタミンの適切な摂取は高齢者の福祉に必要な不可欠である。栄養不足は、貧困、孤立、食物供給のアンバランス、歯が悪くなることなどによる小食の習慣により更に悪化する。それゆえ、以下の事に特に注意すべきである。

- (a)適切な計画を立て、農村地域の高齢者が食糧生産においてより積極的な役割を果たすよう奨励することにより、高齢者に十分な食糧が提供されるよう改善すること。
- (b)食料、富、資源、技術の適切かつ公正な分配を図ること。
- (c)高齢者を含む都市、農村両地域の住民に対して、適切な栄養と食習慣について教育を行うこと。
- (d)栄養失調の早期発見と咀嚼機能の改善のための保健及び歯科医療サービスを提供すること。
- (e)地域の不満足の状況を改善する措置を含めて、地域社会レベルにおける高齢者の栄養状態についての調査を行うこと。
- (f)栄養状態が加齢のプロセスに及ぼす影響についての調査の範囲を開発途上国の地域まで拡張すること。

[勧告13] 高齢者ができるだけ長く地域社会の中にとどまり、自立した生活を維持できるようにするため、質の高いヘルス・社会サービスを十分提供できるように在宅ケアを充実させる努力を強化すべきである。在宅ケアは施設ケアに代わるものとみなされるべきではない。むしろ、両者は相互に補い合い、高齢者が最も安い費用で、そのニーズに応じた最適なケアを受けられるようなサービス提供システムを作り上げるべきものである。在宅ケア・サービスに対しては、入院

の必要性をなるべく少なくするため必要とされる水準の医療、準医療、看護、その他の技術上の便宜を十分提供することにより特段の援助を与えるべきである。

[勧告14] 加齢による機能の低下を妨げるか、あるいは少なくとも先に延ばすことができるかということは非常に重大な問題である。通常残存機能が低下している高齢期は、生活様式に関する要因の多くが非常に顕著な影響を及ぼす。高齢者の健康は、基本的にはそれまでの健康状態によって決まる。それゆえ、若い頃から終生にわたり健康に注意することが極めて重要である。これには、病気の予防、栄養、運動、健康に有害な習慣をやめること、環境要因に注意することが含まれ、このようなケアは継続されることが大切である。

[勧告15] 身体に蓄積し、健康に影響を及ぼす有害物質（放射性元素や微量元素、その他の汚染を含む）は、寿命が伸びるにつれてより重大な意味を持つようになる。それゆえ、これらの物質が一生の間に及ぼす影響について特別な注意を払い、研究を行うべきである。政府はこのような物質の取扱いが安全に行われるよう、また使用した後の廃棄物質が人間の生活圏から永久かつ安全に取り除かれることを確保するよう早急に処置を講ずるべきである。

[勧告16] 人間に苦痛を引き起こし、資源の喪失をもたらす事故の中には避け得るものも多い。それゆえ、家庭、道路での事故、問題のある医療条件や薬物の不適切な使用によって引き起こされる事故を防ぐ方策をまずは第一に講ずるべきである。

[勧告17] 各地の健康や病気のパターン及びその結果についての疫学的研究とともに自らのケアや看護師による自宅でのケアを含む各種ケア供給システムの妥当性、また特に最適な事業効果を達成する方法の妥当性について研究の実施に当たっては、国際交流や研究協力が進められるべきである。さらに種々のタイプのケアの需要を研究し、目的達成と相対的な費用効果に関する比較研究に特に注意しながら、このような需要に対処す

る方法を開発すること、及び将来の行動のための十分な基礎を得るため、農村部や遠隔地におけるサービスの供給という特別の問題に注意を払いながら、様々な社会、文化の中での高齢者個人の肉体的、精神的、社会的なプロフィールに関するデータを収集する場合についても同様である。

高齢者問題国際行動計画の一部を紹介したが、特に勧告1の「障害を緩和し、残存能力を再訓練し、苦痛を和らげ、精神の明晰さ、安息、尊厳を維持し、再び希望を持たせて人生計画を立てさせるようにするためのケアは、特に高齢者の場合には治療と同様重要である。」や勧告2の「高齢者のケアは、単に病気だけでなく、肉体的、社会的、宗教的、環境的要因の相互依存性を考慮に入れた高齢者の総合的な福祉を志向するものでなければならない。」など、我が国における高齢者介護に対する施策の根幹を成す考え方が明記されている。

(3) 高齢者のための国連原則

『高齢者のための国連原則』は1991年12月16日、国際連合総会によって採択された。この原則は『高齢者問題国際行動計画』の基本理念に基づき、勧告の内容を集約したものである。各国政府はできる限り、これを国内プログラムに盛り込むことを促された。

【高齢者のための国連原則】

◎自立 (independence)

高齢者は、

- ・所得、家族とコミュニケーションの支援、および、自由を通じ、十分な食糧、水、住まい、衣服および医療へのアクセスを有するべきである。
- ・労働の機会、あるいは、その他の所得創出機会へのアクセスを有するべきである。
- ・労働力からの撤退をいつ、どのようなペースで行うかの決定に参加できるべきである。
- ・適切な教育・研修プログラムを有するべきである。
- ・安全で、個人の嗜好と能力の変化に対応できる環境に住めるべきである。
- ・できるかぎり長く自宅に住めるべきである。

◎参加 (participation)

高齢者は、

- ・社会への統合状態を持続し、その福祉に直接に影響する政策の形成と実施に積極的に参加し、その知識と技能を若年世代と共有すべきである。
- ・コミュニティに奉仕する機会を模索、発掘するとともに、その関心と能力に相応しい立場で、ボランティアの役割を務めることが可能となるべきである。
- ・高齢者の運動あるいは団体を形成できるべきである。

◎介護 (care)

高齢者は、

- ・各社会の文化価値体系に沿って、家族とコミュニティのケア、および、保護を享受すべきである。
- ・最適レベルの身体的、精神的および感情的福祉の維持あるいは回復を助け、発症を防止あるいは遅延する医療へのアクセスを有するべきである。
- ・その自立、保護およびケアを向上させる社会・法律サービスへのアクセスを有するべきである。
- ・保護、リハビリテーション、および、人間的かつ安全な環境における社会的・精神的な刺激を提供する施設での適切なレベルのケアを利用できるべきである。
- ・いかなる居住施設、ケアあるいは治療施設に住む場合でも、その尊厳、信条、ニーズおよびプライバシー、ならびに、その医療および生活の質に関する決定を行う権利の十分な尊重など、人権と基本的な自由を享受できるべきである。

◎自己実現 (self-fulfilment)

高齢者は、

- ・その潜在能力を十分に開発する機会を追究できるべきである。
- ・社会の教育、文化、精神およびレクリエーション資源にアクセスできるべきである。

◎尊厳 (dignity)

高齢者は、

- ・尊厳と安全の中で生活し、搾取および身体的あるいは精神的虐待を受けないでいられるべきである。
- ・年齢、性別、人種あるいは民族的背景、障害あるいはその他の地位に関わらず、公正な取扱いを受け、その経済的貢献に関係なく評価されるべきである。

『高齢者問題国際行動計画』と『高齢者のための国連原則』は国際スタンダードとして高齢対策を進める上で活用されてきたが、1990年代を経て世界の情勢は大きく変化をしていった、そこで国際連合は、2002年スペイン・マドリッドにおいて第2回高齢化に関する世界会議を開催し『高齢化に関する国際行動計画2002』を採択した。この採択により「高齢者と開発」、「高齢に至るまでの健康と福祉の増進」および「支援環境の整備」という3つの優先的方針に取り組むことや、1982年に国際連合が承認した『高齢者問題国際行動計画』の中で示された原則と行動勧告、並びに1991年に国際連合が承認した、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現及び尊厳を定める『高齢者のための国連原則』の実現を目指すことを各国政府に再度促した。

3. 日本における高齢社会対策

我が国においては、高齢者に対する各法が徐々に整備され様々な施策が講じられている。高齢者対策に関する法律の目的や基本理念、そして高齢者の介護に関わる条項を見ると、高齢社会対策に関する国際的動向の影響を受け成立や改正されていることが分かる。以下に高齢者対策の基軸となる法律の目的や基本理念について示す。

(1)老人福祉法

昭和39（1964）年成立

最終改正 平成23（2011）年

（目的）

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを有する健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、老年に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

（老人福祉推進の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、第2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

(2)介護保険法

平成9（1997）年成立

最終改正 平成23（2011）年

（目的）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。（尊厳の保持の部分が平成17年法改正時に追加される）

（介護保険）

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

(保険者)

第3条 市町村及び特別区は、この法律に定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

(国民の努力及び義務)

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第5条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

(医療保険者)

第6条 医療保険者は、介護保険事業が健全かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。

(3)老人保健法

昭和57(1982)年

高齢者の医療の確保に関する法律

注：平成18(2006)年「老人保健法」を現題名に改題(目的)

第1条 この法律は、国民の高齢者における適切な医

療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診断等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第2条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の医療に要する費用を公平に負担するものとする。

2 国民は、年齢、心身の状況に応じ、職域若しくは地域又は家庭において、高齢期における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられるものとする。

(国の責務)

第3条 国は、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組みが円滑に実施され、高齢者医療制度の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組み及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑におこなわれるよう所要の施策を実施しなければならない。

(保険者の責務)

第5条 保険者は、加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない。

(4)高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

平成17(2005)年成立

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等

にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の養護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律における「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2. この法律において、「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のものをいう。

3. この法律において、「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者による高齢者虐待をいう。

4. この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ. 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ. 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ. 高齢者に対する著しい暴言又は、著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を言うこと。

ニ. 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ. 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 養護者又は高齢者のむ親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(国及び地方公共団体の責務等)

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

(5)高齢社会対策基本法

平成7(1995)年成立

最終改正 平成11(1999)年

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿を全ての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会でもある。

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策(以下「高齢社会対策」)に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会

的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会

- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

4. 現在の高齢者対策に関する基本的な考え方

我が国の政府が今後において推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針が、平成24（2012）年9月7日閣議決定により、『高齢社会対策大綱』として示された。

第1 目的及び基本的考え方

1 大綱策定の目的

我が国は、戦後の経済成長による国民の生活水準の向上や、医療体制の整備や医療技術の進歩、健康増進等により、平均寿命を延伸させ、長寿国のフロントランナーとなった。このことは、我が国の経済社会が成功した証であると同時に、我が国の誇りであり、次世代にも引き継ぐべき財産といえる。しかしながら、人口縮減に伴い、世界に前例のない速さで高齢化が進み、世界水準の高齢化率となり、世界のどの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えている。

また、戦後生まれの人口規模の大きな世代が65歳となり始めた今、「人生65年時代」を前提とした高齢者の捉え方についての意識改革をはじめ、働き方や社会参加、地域におけるコミュニティや生活環境の在り方、高齢期に向けた備え等を「人生90年時代」を前提とした仕組みに転換させる必要がある。そして、活躍している人や活躍したいと思っている人たちの誇りや尊厳を高め、意欲と能力のある高齢者には社会の支え手となってもらおうと同時に、支えが必要となった時には、周囲の支えにより自立し、人間らしく生活できる尊厳のある超高齢社会を実現させていく必要がある。

さらに、少子高齢化に伴う人口縮減に対応するためには、人材が財産である。我が国においては、今まで以上に高齢者のみならず、若年者、女性の就業の向上や職業能力開発の推進等により、国民一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮できるように全世代で支え合える社会を構築することが必要である。

このため、高齢社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対

策の指針として、この大綱を定める。

第2 分野別の基本的施策

2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策

我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、全ての国民が共に支え合いながら希望や生き甲斐を持ち、高齢期に至っても、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、長寿を全うできるように、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進する。

高齢者介護については、介護を国民皆で支えあう仕組みとして創設された介護保険制度の着実な実施を図る。また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括システム」の確立を目指す。加えて今後急速に増加することが予測される認知症を有する人が地域において自立した生活を継続できるように支援体制の整備を更に推進する。

また、今後も高齢化の進展等で医療費の増加が見込まれる中、引き続き安心して良質な医療を受けることができるよう、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療保険制度を構築する。

(1)健康づくりの総合的推進

- ア 生涯にわたる健康づくりの推進
- イ 健康づくりの施設の整備等
- ウ 介護予防の推進

高齢者の自立支援と生活の質の向上のため、疾病予防、介護予防やリハビリテーションにさらに取り組みとともに、高齢者の地域活動への参加を促し、地域活動の担い手としての役割を果たすことができる地域社会の構築により介護予防の取組を推進する。

(2)介護保険の着実な実施

介護を国民皆で支え合うことにより要介護高齢者等の自立を支援する制度として創設された介護保険制度の着実な実施を図る。また、その実施状況を踏まえ、運用面において必要な改善を行うこと等により、制度の定着を図る。

また、介護保険関連施策として、高齢者の生活支援等の施策の充実を図る。

(3)介護サービスの充実

- ア 必要な介護サービスの確保
地方公共団体における介護保険事業計画等の状

況を踏まえ、要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指す。このため、訪問介護、介護福祉士等の人材の養成確保を図るほか、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の在宅サービスの充実や、認知症対応型共同生活介護事業所、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの介護基盤やサービス付きの高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備などを進める。

また、福祉用具・住宅改修の適切な普及・活用の促進を図る。あわせて、介護労働者の雇用管理の改善、公共職業安定所及び民間による労働力需要調整機能の向上などを図る。

イ 介護サービスの向上

高齢者介護サービスを担う介護支援専門員、訪問介護員、介護福祉士等の資質の向上を図るとともに、利用者が介護サービスを利用できるよう、情報通信等を活用した事業者の情報公開等を進め

る。また、高齢者の尊厳の保持を図る観点から、特別養護老人ホームの個室ユニット化を進めるとともに、介護従事者等による高齢者虐待の防止に向けた取組みを推進する。

ウ 認知症高齢者支援施策の推進

今後急増が見込まれる認知症高齢者に対する支援を図るため、標準的な認知症ケアパスの作成・普及、早期診断・早期対応を行う体制の整備、地域での生活を支える医療・介護サービスの構築を進めるとともに、地域での日常生活・家族の支援の強化を行う。こうした施策の推進により、認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域のよい環境で生活できるような体制づくりを推進する。

(4)高齢者医療制度の改革

ア 高齢者医療制度の見直し

イ 地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供

住み慣れた生活の場において、可能な限り安心して自分らしい生活を送ることができるよう、在宅医療を担う医療機関等の役割の充実・強化を図り、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医

【表－1】 《高齢者介護に関わる施策の変遷》

日本における施策	世界（国際連合）における施策
連合国軍総司令部(GHQ)が示した 「社会救済に関する覚書4原則」 昭和21（1946）年	
↓	
日本国憲法 昭和21（1946）年	世界人権宣言 昭和23（1948）年
↓	↓
老人福祉法 昭和38（1963）年 最終改正 平成23（2011）年	↓
↓	↓
老人保健法 昭和57（1982）年 高齢者の医療の確保に関する法律 （老人保健法を現題名に改題） 平成18（2006）年	高齢者問題国際行動計画 昭和57（1982）年
↓	↓
高齢社会対策基本法 平成7（1995）年 最終改正 平成11（1999）年	高齢者のための国連原則 平成3（1991）年
↓	↓
介護保険法 平成9（1997）年 最終改正 平成23（2011）年	↓
↓	↓
高齢者の虐待の防止、 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 平成17（2005）年	↓
↓	↓
高齢社会対策大綱 平成24（2012）年9月7日閣議決定	高齢化に関する国際行動計画2002 平成14（2002）年

療・介護の提供を推進する。

3 社会参加・学習分野に係る基本的施策

4 生活環境分野に係る基本的施策

- (1)豊かで安定した住生活の確保
- (2)ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進
 - ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進
 - イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備
 - ウ 建築物・公共施設等の改善
- 5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策
 - (1)高齢者向け市場の開拓と活性化
 - ア 医療・介護・健康関連産業の強化
 - イ 不安の解消、障害を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化
 - ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現

おわりに

今後の高齢者介護の目指すべき理念の構築の一助とすることを目的として、高齢者介護に関連する制度の根拠を辿り、国際的動向や日本の施策の変遷を検証してきた。[表-1 参照]

高齢者介護に関わる施策の変遷を辿ると、我が国は少子高齢化や経済情勢などを勘案しながらも、国際連合が示した基軸に準じた形で高齢者の望ましい生活環境の実現を目指し、徐々に法制度の整備を進めていることが分かった。

参考文献

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 介護福祉学研究会 「介護福祉学」 中央法規出版 | 2002 |
| 一番ヶ瀬康子 「介護福祉学の探求」 有斐閣 | 2003 |
| 内閣府 「高齢社会白書」 | 2012 |
| 図1-1-2-(2) 高齢化率の前回将来推計との比較 | |
| 連合国軍総司令部[GHQ] 「社会救済に関する覚書4原則」 | 1946 |
| 「日本国憲法」 | 1946 |
| 国際連合 「世界人権宣言」 | 1948 |
| 国際連合 「高齢者問題国際行動計画」 | 1982 |
| 国際連合 「高齢者のための国連原則」 | 1991 |
| 国際連合 「高齢化に関する国際行動計画2002 政治宣言」 | 2002 |
| 国際連合 人口基金[UNFPA]およびヘルプエイジ・インターナショナル | |
| 「21世紀の高齢化：祝福すべき成果と直面する課題」 | 2012 10月1日発表 |
| 「老人福祉法」 | 1963 最終改正 2011 |

平成24(2012)年10月1日、国際連合人口基金[UNFPA]およびヘルプエイジ・インターナショナルによって『21世紀の高齢化：祝福すべき成果と直面する課題』という報告書が発表された。この中において、世界的に急速に増加している高齢者に対する、ヘルス・ケア、定年制度、高齢者の生活環境および世代間の相互関係に関する新しいアプローチの必要性が強調されている。

『世界人権宣言』で示された「人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であり、その生命、自由及び身体の安全に対する権利や意見及び表現の自由に対する権利を有する存在であること。そして、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展に欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する」という人間として保持する権利を、国が社会保障施策を用いて実現しなければならないということが高齢者介護に関する施策の原点はである。

今後、我が国で急増が予測される高齢者介護において、基本的な人権を保障する制度の充実と、『高齢社会対策大綱』に示された「全ての国民が共に支え合いながら希望や生き甲斐を持ち、高齢期に至っても、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、長寿を全うできるよう、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進する」という社会の実現に向けて、世界に類をみないスピードで高齢化の進む我が国の状況に即した柔軟でかつ具体的な対策を推進することにより、国際的な高齢者問題対策のモデルケースを示すことが重要である。

「老人保健法」 1982→「高齢者の医療の確保に関する法律」	2006 改題
「高齢社会対策基本法」	1995
「介護保険法」 1997 最終改正	2011
「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」	2005
「高齢社会対策大綱」	2012 9月7日閣議決定

「職業婦人」の理想と現実 —女性の新たな生き方の模索—

The Ideal and Reality for “the Working Women”
—Designing for a New Way of Life as a Woman—

小松由美
Yumi Komatsu

目次

- はじめに
- 1 「職業婦人」への憧れ
- 2 事務職女性に与えられた仕事
- 3 事務職女性の現実
 - (1) 女性たちのジレンマ
 - (2) 事務職女性の悲哀
 - (3) 事務職を通じてつかんだシンデレラの座
- 4 新たな生き方の模索
 - (1) 離婚という選択
 - (2) 将来を見据えた自己啓発
- おわりに

はじめに

現代では、男性であれ女性であれ、社会での就労はごく自然なことで捉えられている。また、学卒後は就職することが一般的になっていることから、社会において働くことへの偏見などはほぼ皆無である。しかし近代にあっては、女性が公的領域で就労することは大変困難をきわめた。就労にあたって偏見や抵抗感が存在したためである。20世紀初頭における「職業婦人」の台頭はそうした偏見や抵抗感を払拭することに大きな役割を担い、貢献したといってもよいだろう。

「職業婦人」とは、公的領域で事務員、タイピスト、速記者、電話交換手、電話事務員、経理、店員、給仕といった職業に就く女性たちの総称であった。現代というならば、「OL (Office Lady)」といったところであろうか。このような「ホワイトカラー的な」職業に携わる女性たちが急増したのは大正期に入ってからである。

1920年（大正9年）に行われたわが国初めての国勢調査によれば、全国の女性有業者数は9,701,335人（総有業者の36.4%）であり、そのうち商業に携わる女性は1,029,603人であった¹。1930年（昭和5年）の調査では、女性有業者10,589,403人（総有業者の35.8%）のうち商業従事者は1,464,195人となり、5年の間に43万人以上の増加を示した²。数で凌駕するほど大量の女性たちが公的領域で、しかもビジネス現場で就労するようになっていたことから、日本の資本主義経済の急速な発展がうかがえる。大きな社会現象となった台頭する「職業婦人」の存在は、一方で社会問題となった。

本論文では、職業婦人の中でも特にオフィスの中の仕事、タイピストを含めた事務職に従事していた女性たちに焦点を当てる。職業婦人は「都市の中流家庭の主婦とはあいられないものとみなされていたが、一方では、知識や技術を必要とする『身ぎれいな仕事』

に従事する者として、工場労働婦人などとも区別される存在³」であった。従来の子労働者は女工や農婦であり、身分的にも下層出身者であった。一方、職業婦人の中でも事務職に従事したのは中流階級出身の堅実な家庭の娘であり、彼女たちが近代的な職場に進出する動きは「既成の『女子労働者』観を打ちこわすできごと⁴」であった。

事務職にはどこかおしゃれでモダンな響きがある。女性の主な就労の場であった工場の不衛生な環境での労働とは異なり、オフィスは都市部に構えられ、清潔感が漂う。そうした整った環境での「ホワイトカラー的な」仕事というイメージが、事務職を他の職業とは異なる「一段高い」ステータスへと持ち上げ、女性が就労することへの良いイメージが付与されたとはいえないだろうか。著者はこれまで、20世紀初頭に相次いで発刊された女性雑誌や事務職女性を描いた映画などの分析を試みてきた。それらメディアによって創り出された良いイメージも、職業婦人の急増を促す追い風になったのではないかと考えている。

期待と不安を抱えつつも、希望に燃えて就労に踏み切った事務職女性は、実際にはどのような状況に置かれて就労していたのだろうか。また、彼女たちの夢や目標、職業イメージとのギャップについて、当時の調査研究や雑誌等への投稿記事から生の声をできるだけ拾い、検証する。

1 「職業婦人」への憧れ

近代化に伴う経済・産業の興隆は、労働市場での需要を生み出した。その契機となったものの一つが、オフィス機器の発明である。電話やタイプライターなどの誕生は、ビジネスを拡大、飛躍させるチャンスとなった。

大正期の女性雑誌の一つである「婦人グラフ」では、職業婦人のさまざまな職種をグラビア記事にして連載していた。「大正婦人職業百態」と題された連載記事の中にタイピストを取り上げた号がある。

『近代文明は機械にはじまると』鹿爪らしく経済学の先生みたいな聲を出さなくても、タイプライターは事業界必須の武器だし、之を扱ふタイピスト諸嬢は近代経済戦の花形だ。蠅細工のように美しい繊手でボタンを押すと文字が綴り出されてゆく、しかもそれが希臘火薬のやうな迅速さで叩き出されてゆくといふことは何といふフレッシュな好ましいことであらう。タイ

ピストが大戦後の事業界に世界到る處で女王の如く歓迎され、青年の喝仰の中心になつたのは當然の次第です」(大正15年9月号)⁵

こうした記事からは、上品で洗練された、知的な職業というイメージが放たれたことだろう。読者の女性たちはこのような女性雑誌からも職業に対するイメージを膨らませ、就労への憧れを抱いていったに違いない。女学生の中には、「卒業したらどうなさる？」と聞かれるたびに「私、卒業したら、おつとめするの」と答えるようになっていた者もいたという⁶。

2 事務職女性に与えられた仕事

女性の物腰の柔らかさ、細やかな気配りなどは、取引先や顧客に対して好印象を与えるものと捉えられるようになり、オフィスでの内勤業務にふさわしいものとされていったのであろう。男性の対応の粗雑さに比べて女性の物腰の柔らかさや丁寧さを生かした対応が徐々に評判となっていったことから、事務職女性は増加していったともいえる。同時にそれは、男性を外回りの営業に従事させるには好都合であった。

しかし、あくまでも女性に与えられた仕事は補助業務であり、管理・監督者は男性社員であった。女性に用意された仕事は一時的なものであり、補助的な仕事であったと考えられる。例えばドイツの場合、タイプライターや電信電話に携わる若い女性たちの仕事は「いつでも歳を切れる特別な公務員職」のようなものであり、つまりそれは「結婚すればすぐさまなくなるポスト」であった⁷。オフィス機器の発明によって誕生したタイピストや電話オペレーターをはじめとする新しい職業は、座って落ち着いて携わることのできる仕事であり、「単純な」仕事として捉えられていたことから、景気による企業の業績悪化などの際にはいつでも「首を切れる」ようにしておく必要があったのであろう。日本でもビジネスの場で女性を受け入れるにあたって同様の考え方が存在したであろうことは、想像に難くない。明治期の後半に女性が事務職に採用されるようになったきっかけは、経費節減のためであったからである⁸。

女性は男性に比べて低賃金に抑えられ、待遇面で決して恵まれてはいなかった。しかし、そうした状況でも不平不満をあまり口にせず、一生懸命働く女性の存在は、雇用主にとってはさまざまなメリットをもたらしたであろう。経費の節減という目に見えるものだけ

ではなく、女性が職場に存在することによって醸し出された、明るく、和やかな雰囲気などは、男性だけの「無味乾燥の」雰囲気とは異なり、目に見えないメリットだったと考えられる。

雇用する企業側の考え方がどうであれ、女性たちは社会に出て男性たちとともに働き、働くことを通じてその喜びや大変さ、また、金銭を得ることの難しさなどを確実に会得するようになっていった。自分が自由に使える金銭を得られることはもちろんのこと、それ以上に就労の「経験」は、将来結婚し妻となった時に、夫を理解しサポートする一助になると考えられた。だからこそ、大半の女性は公的領域での就労を結婚までの一時的な仕事と捉えていたと思われる。その一方で、男性と対等に長く働き続けたいと考える女性も少なく存在したに違いない。

3 事務職女性の現実

(1)女性たちのジレンマ

公的領域で職業を持つ女性たちにとって、最終的な目標はやはり結婚して妻となり、やがて母となることであった。仕事をしていても、いかに「女らしさ」を失わずに職責を果たし、自分自身の結婚の準備をしていくか、また、いかにして理想的な結婚を手にするか。さらには高い理想を持ちつつ、自分の職業人生をどのように切り開いていくかなどは常に悩むところだったかもしれない。

1924年（大正13年）に東京市社会局が女性の職業の現況を調査している。その中に、働くことに関する感想や要望の自由記述欄があり、そこからは女性たちの葛藤が読み取れる。以下はその抜粋である⁹。

- * 通勤電車で不謹慎な行爲をする紳士の多いのに驚く。
- * 自然に女性の優しい心を失ひ、舉動も従つてつ、ましやかさを缺く様になる。
- * 金銭の貴さを知る様になりました。一日の事務を終へ家に歸り夕食でもすませばすぐねむくなり、先生の處へ稽古に行ても腦が疲れて居るためか、中々覺えられません。
- * タイピストは目と頭を多く使ふ故休みを多くして欲しい。
- * カードの細かい數をみつめながら、終日球算をするのですから眼も頭も疲れます。今少し女子を優遇して下さい。(事務員)

- * 夜一時間以上讀書出来ない程疲勞します。向上心には富みますが女らしさが缺けます。勤務時間の短縮、修養に關する講演會等を希望します。
- * 事務職は一日濁つた、空氣の中で働いてゐるので健康のためによくないから、運動場の設備をして欲しい。
- * 世人の冷めたい眼を以て、見られるのが心外。
- * 私共職業婦人に對し、或る一部の方は賤しみの目を以て見て居られますが、私達はあくまで強く誘惑に打勝つて眞面目な職業婦人になり度く思つて居ります。然し婦人の天性たる優しさ、淑やかさは失ひ度くありません。
- * 毎日仕事を終へて歸るとすぐ眠むくなります。男の方が歸りに待つてゐて色々誘惑するので困ります。
- * 相當に疲勞いたします。婦人のみの集りなれば、誘惑の機會は少うございます。然し近頃は、電車内にて、不良青年の誘惑が盛です。殊に満員電車に乗り込みますと、知らぬ間に戀文、脅迫文等が入つて居ることがあります。

他にも、「婦人専用電車」の設置や「結婚媒介所」の設立などを希望する声があがっている。婦人専用電車は、今世紀に入って「女性専用車両」と称してJRをはじめ、私鉄各社で登場するようになっていく。当時女性は、公的領域において賃金就労に携わるようになるまで父や兄弟以外の異性と同一空間で長い時間を過ごすことがなかったのであり、通勤時や職場における誘惑や嫌がらせは女性たちにとって精神的に相当なストレスになっていたのではないだろうか。不満や嫌悪が生じたことから「婦人専用電車」は考案されたものと考えられる。また、「結婚媒介所」についても、現代では「結婚相談所」というものが存在するが、当時は公的領域での就労によって婚期が遅れることが懸念されたのではないかと想像できる。

他にも、「女は頭があがらない、いつも押し付けられて居るのが厭です、どうして女に権利を與へて呉れないのかと思ひます。」という記述もあった。職業婦人の地位向上ということだけではなく、一人の女性として、一人の人間として、男性と同様にその立場や権利を認めてほしいと望む声もあったことがうかがえる。

(2)事務職女性の悲哀

大正期の女性雑誌を読んでいくと、そこにはタイピストや事務職に従事する女性たちが、自らの仕事を通

して得た充実感や満足感について投稿していたり、自分の仕事内容や給与生活のやりくりを紹介する内容を公開していたりする。その一方で、仕事に対する不満や愚痴、現在で言うところのセクシュアルハラスメントやストーカーのような行為を受けたことに対する怒りや憤りについて投稿していたりする点も目立つ。こうした投稿記事の内容からは、同僚や友人に相談することもできず、行き場のない気持ちをぶつけるかのようになり、心情を吐露している様子がうかがえる。

ここでは、職業婦人と呼ばれる女性たちによく読まれていた「婦女界」と「婦人公論」から、彼女たちが投稿した記事を取り上げ、分析する。

* 治子「異郷の空に自活する女事務員の経済」婦女界、大正8年7月（20巻1号）¹⁰

一事務員としての自分の給料を誌上で公表し、1ヵ月の生活のやりくりについて細かい金額を出して紹介している。薄給のため、被服費や交際費の捻出の仕方、また病気になると治療費等がかさむため、健康管理には十分気をつけていることを書いている。さらに、突然の出費にも対応できるように、彼女は毎月少しずつでも貯金することを心掛けていた。しかし、大勢の中に身を置いて仕事をしていると競争も激しく、心も荒みがちになるため、日曜日毎に押し花の稽古に通い、読書は欠かさず、修養を心掛けているという。

* わか子「一人前のタイピストになる迄」婦女界、大正9年5月（21巻5号）¹¹

この記事の4年ほど前に結婚したという彼女は、それを機に実家のある茨城から東京へ移り住んでいる。三井物産でタイピストをしている友人からタイピストの仕事を勧められ、6ヵ月間タイピングを学ぶために学校に通い、修了後は日本橋にある新設の貿易会社でタイピストとして勤めることになった。ここから読み取れるのは、彼女が既婚女性にもかかわらず、就職先を見つけていることである。当時、タイピストをはじめ事務職女性は若い、未婚女性であったと認識されている向きがあり、既婚女性が従事していたことは意外でもある。

大勢の男性の中で職業を持つ女性は、品性正しく、何事にも辛抱強く、強い精神力を持ったならば、必ず満足のいく結果が得られると彼女は述べている。

* ゆき子「捨児がタイピストになる迄」婦女界、大正

11年10月（26巻4号）¹²

* とし子「或るタイピストの手記」婦女界、大正13年4月（29巻4号）¹³

創刊当時から職業婦人問題に関心を示していた「婦人公論」は、やはり一般思想雑誌ということもあってか、例えば、待遇面などに言及している場合、単なる不満や愚痴というよりは、性差別に対する女性たちのより具体的な主張が入っているように思われる。また、仕事に対する不満や待遇面だけにとどまらず、誘惑や性的な嫌がらせといったセクシュアルハラスメントのような問題が多く取り上げられていることも特徴的である。次に挙げる園木みさほさんの投稿記事などは、その一例であろう。

* 園木みさほ「(七) タイピストより支配人へ」婦人公論、大正10年7月（6巻8号）¹⁴

園木さんの同僚にタイピストとして8年勤めている女性がいます。彼女は人格や技術的な面から言っても、園木さんの主任になれるほどの資質と能力を持ち合わせており、昇進は間違いないと言われていたという。営業部の主任などは、その女性のことを「男であったら支配人の立派な候補者である」と評価したらしい。しかし、会社は彼女の仕事ぶりを正当に認めなかったため、彼女は辞表まで出そうとした。この記事は、それを知った園木さんが、女性だからという理由で責任の重い地位を与えられないとか、昇進させないのは差別ではないかとして、「婦人公論」の誌上で公開状という形にして訴えたものであった。

* 根岸浪子（タイピスト）「男子の暴力」婦人公論、大正10年1月（6巻1号）¹⁵

* ふちか：職業婦人の手記「(三) タイピスト三年間の生活」婦人公論、大正13年7月（9巻8号）¹⁶

* 汐入ひろ子「みじめな女事務員の悲哀」婦人公論、昭和3年12月（13巻12号）¹⁷

これら3つの投稿記事は、当時多くの職業婦人が悩まされていた、男性からの「迷惑な」誘惑や嫌がらせ、セクシュアルハラスメントに該当するような内容について記されたものである。彼女たちはただ純粋に仕事

をしたいのに、同僚男性たちは彼女たちをそのようには捉えず、性的存在として見ていたようである。彼女たちタイピストや事務員は、そうした経験から、かつて思い描いていたそれぞれの仕事に対する意欲や価値観が大きく変化し、「悲哀」や「不利益なる」職業といった言葉でその心痛を表現している。

(3)事務職を通じてつかんだシンデレラの座

大正期に、タイピストから知事夫人になった女性がいる。当時、神奈川県知事であった堀切善次郎氏の妻となった澄子さんである。女性雑誌「婦女界」では夫妻にインタビューを行い、その記事を1926年（大正15年）2月の記事として取り上げた¹⁸。女性雑誌に「センセーショナルな」記事として取り上げられたのは、21歳もある二人の年齢差と、先妻を亡くし独身生活を送っていた堀切氏が5人の子持ちであったにもかかわらず再婚するに至ったこと、そしてなにより当時19歳だった若い一人の女性タイピストが見初められ、知事という社会的地位のある男性の夫人にまでなったというシンデレラのようなストーリーが世間の人々の興味を引いたためである。当時は雑誌だけでなく、新聞までもがこの結婚を物珍しそうに報道したという。しかし、記事をよく読むと、堀切氏は最初から知事だったのではないことがわかる。厳密に言えば、澄子さんはタイピストから即知事夫人になったわけではないが、そこまで立身出世する可能性のある男性と出会う運命をつかんだきっかけとなったのがタイピストの仕事だったといえるのである。女性雑誌としても、そうした彼女の幸運な人生を「華やかに」掲載することによって、「職業婦人」と呼ばれる読者たちの関心を引こうとしたのであろう。

澄子さんと堀切氏の出会いは、二人が勤務していた内務省であった。澄子さんは新潟県長岡の斎藤女学校を卒業後、一人で上京している。叔父の家に世話になり、邦文タイピスト会社で2ヵ月間タイプライターを学んだ後、内務省の会計課にタイピストとして勤務している。1年半ほど勤めて結婚したのだが、当時会計課長であった堀切氏の目に、彼女の振る舞いや「育ちの良さ」が止まることとなり、結婚への縁に繋がったという。その後、堀切氏は東京市長事務管掌を経て、神奈川県知事に栄転している。二人の結婚は1923年（大正12年）の関東大震災の半月ほど前であるが、堀切氏は結婚後わずか2年足らずで県知事となっていた。「若い職業婦人は家庭のことには疎い」と言われる中で、

澄子さんは結婚後も周囲から非常に良い評判を受けていたことから、タイピストとしての働きぶりだけではなく、結婚後に「内助の功」を発揮して夫を支えた彼女の生き方に女性雑誌が目をつけ、女性としての「あるべき姿」や「理想像」を記事にしたものとも分析できる。

インタビューの際、記者たちは、薄化粧に銘仙を着て現れた澄子さんを見て、彼女の知事夫人ぶらないところに初々しさとどこかまだ女学生っぽいところが残っているように見え、懐かしみさえ感じたという。また、若くてもはきはきと自分の意見を述べる姿や知的に輝いていた目が印象的であったと述べている。知的かつ容姿端麗な姿は、誌面に掲載された写真からもうかがえる。堀切氏はインタビューの中で「男は外に仕事がありますから、家へ帰つて後まで、子供の事や家事に頭を使はされては困ります。家政は一切委せてあります」と述べているが、妻である澄子さんには家事や子育てを全面的に任せていることが読み取れる¹⁹。

結婚と同時に家庭に入り、公的領域でのタイピストという仕事からは離れた澄子さんであるが、結婚後は夫の公務に関連した会合などで「華やかな」舞台に立つこととなり、内助の功を発揮している。このことは彼女にとって、また別の意味での公的領域における仕事のスタートとなった。記事の最後は「堀切氏が世間的な見栄を張らず、眞の価値ある夫人を選ばれたればこそ、亡き夫人の忘れ遺児に悲しい思ひもさせず、一家円やかに、常春の世界に住んで居られるのです。」と結んでいる²⁰。

澄子さんの例は、オフィスの中でタイピストや事務職に従事し、職業経験を通じて身につけられる要素が内助の功にも繋がるものであるということの実証の一つになったのではないだろうか。

4 新たな生き方の模索

インタビューからも、公的領域で就労していた女性たちの生の声を聞くことができる。村上信彦の著書『大正期の職業婦人』には、職業婦人だった女性に対して試みたインタビューが挙げられているが、その史料からは、当時、女性が公的領域で働くことがいかに難しかったかが読み取れる。以下はそのインタビューの際の、女性の回想である。

(1)離婚という選択

後藤武津子さんは、東京市電気局に1924年（大正13

年)～1944年(昭和19年)まで勤務していた。採用されたのは17歳の時である。

「私が無理な結婚に我慢せず別れることができたのも、考えてみればひとり生きてゆけるという自信があったからかもしれませんね。ただ、職業婦人が軽蔑の目で見られていたことも事実です。食うに困らない家庭のお嬢さんは学校を出ればあとは花嫁修業をして暮すわけですが、そういう人に比べて私たちは一段と低く見られるのです。勤めて働いているものはみな貧乏だからでしょう。結婚の話なんか出ても、どこそこに勤めていると言うと、それだけでこわれてしまう場合が多かったんですよ。それが当時一般の男の目でした。」²¹

高等女学校を卒業することが女性にとって幸福な結婚の条件となりつつあった時代である。卒業後、女性は結婚することがごく自然な姿として捉えられており、私的領域である「家庭」の主たる担い手は「主婦」である女性の役割とみなされた²²。主婦としての女性の役割は、家庭を居心地の良い空間に作り上げることであった。

公的領域で働かなくても生活できる「富裕層」の女性たちがいる一方で、働かないと生活していくことが困難な女性たちもいたわけである。そうした女性たちが「職業婦人」として一括りにされて呼ばれ、マスメディアが華々しく、格好良く彼女たちを取り上げる一方で、世間一般ではマイナスイメージを持たれていた。「『職業婦人』という言葉には、『嫁きおくれ』のハイミスというニュアンスがつきまどっていた²³。」と言われ、彼女のように職場に勤めているというだけで、結婚話が破談になるケースもあったという。

彼女のように20年もの間、公的領域で女性が就労することは、いかに女性の職場進出が進み、社会現象の一つとして捉えられるような大きな集団となっても、困難であることに変わりはないことを物語っている。やはり女性は結婚するのが当然であり、それがごく自然な姿であると捉えられていた。結婚後は家庭を守っていくことが女性にとっての第一義であり、それこそが女性の幸せであると考えられていたのである。

(2) 将来を見据えた自己啓発

職業婦人として就労と勉学の両立を果たした女性の例もある。川上静江さん(当時17歳)は、英文タイピストとして1922年(大正11年)～1924年(大正13年)ま

で外務省に勤務していた。

「高等小学校を卒業してから、友達に誘われて日本タイプライター会社のタイピスト養成所に通った。そこでは邦文タイプを教えるのだが、月謝は無料だった。(中略) わずか一ヵ月でタイプは覚えてしまったが、その会社の事務をたのまれ、次いで電話交換手に欠員が生じたというので、それをやってほしいと言われて引き受けた。(中略) 技術の訓練なども要らず、すぐに覚えられて、楽なものだったが、それでも月に十五円の収入になった。そんなことをして一年ほどたったある日、父から突然、英文タイプを習いにゆけと言われて。(中略) 神田三崎町の西内東京英語学校に通うことになった。当時、女学校の月謝が五円のころに、そこは英語と技術を教えるだけで十五円取った。その月謝を父に出してもらおうとせず、アルバイトの十五円でまかなうことにした。自分の力で払えるということに誇りと満足を感じたのである。だから昼は日本タイプ会社の交換手をつとめ、英語学校には夜通った。ここでは朝、昼、夜と一日三回に分けて授業が行われており、夜の部は六時から九時までだが、夜の部だけで三百人も生徒がいた」²⁴

このインタビューを前出の著書に掲載した村上信彦は、「初期のパイオニアである職業婦人は個人としてすぐれた素質の持主だっただけでなく、なによりも勤勉で、真剣で、遊びがなかった。文字どおり職業意識に徹していたのである。」と述べている²⁵。誠実に、そして懸命に働き、その上さらに自己啓発をも心がける姿には敬服する。彼女は父親に勧められて英文タイプを学びに行ったのだが、自己の将来を考え、ステップアップをはかっている。これは、現在で言うところのキャリア・デザインであるが、夜間のコースだけでも300人も受講生がいたということは、そうした考えを持って仕事に勉学に励んでいた女性たちが大勢いたということである。女性が良妻賢母の枠にとどまらずに、経済的に自立した生き方をするためには、自分を支えるための技能を身につけることが必要であった。大正期後半にはそのような考え方も登場するようになっていたことがうかがえる。

おわりに

労働市場からの需要に対し、労働力の供給となったのは教育現場である。大正期後半から昭和初期には企業から学校へ求人が出されるという、企業と学校の間

に雇用のパイプができていき、一定数の女子学生たちが卒業後の一つの進路として「職業婦人」を選択していくようになった。「職業婦人」の中でも、事務職に対する女性たちの憧れはやがて強く表れるようになっていく。関東大震災後に建設された「丸ビル」などが象徴しているように、事務職は都会の華やかな場所での知的な仕事であり、昭和期に入る頃にはさらにおしゃれで洗練されたイメージを付与するようになっていった²⁶。事務職という言葉はおしゃれでモダンな響きを持ち、他の職業とは異なる「一段高い」ステイタスへ、花形の職業になっていくのである。20世紀初頭に相次いで発刊された女性雑誌や事務職女性を描いた映画などのメディアも、女性の就労に良いイメージを創り出し、偏見や抵抗感を払拭する一助となった。それらは、職業婦人の急増を促す追い風になったのではないかと考えている。

外的要因がどうであれ、大正期における初期の「職業婦人」は単なる流行にもてはやされるのではなく、凛として仕事に取り組んでいた。浮ついたところのない就労の姿が、職場での信頼を得ることに繋がり、少しずつではあるが公的領域での女性の就労に対する偏見を真に払拭し、女性の雇用を拡大させる方向へと繋げていったと考えられるのである。大正期に台頭した「職業婦人」は、女性の新たな生き方の転換点を示した現象だったといえるだろう。

<注記>

- 1 東京市役所編『婦人職業戦線の展望』東京市役所、1931年（五味百合子監修『近代婦人問題名著選集 社会問題編 第2巻』日本図書センター、1983年復刻）、10頁
- 2 豊原又男『女子新職業読本』日本放送出版協会、1938年（『近代日本青年期教育叢書・第Ⅵ期 第10巻』日本図書センター、1993年）1-6頁
- 3 橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店、1992年、165頁
- 4 深谷昌志『教育名著選集② 良妻賢母主義の教育』黎明書房、1998年、163頁
- 5 「婦人グラフ」大正15年9月号、グラビア記事「大正婦人職業百態 其の五タイプストの巻」（斎藤美奈子『モダンガール論 女の子には出世の道が二つある』マガジンハウス、2000年、46-47頁より）
- 6 同上、36頁
- 7 フリードリヒ・キットラー（石光泰夫・石光輝子

訳）『グラモフォン・フィルム・タイプライター』筑摩書房、1999年、300頁。この本はドイツにおける機械の発明について論じたものである。

- 8 小松由美「近代日本における女性事務職の歴史 -19世紀末を中心に-」福島学院大学研究紀要第41集、2009年、163-174頁
 - 9 東京市社会局編『婦人自立の道』東京市役所、1925年（中島邦監修『近代婦人問題名著選集 続編 第7巻』日本図書センター、1982年復刻）、127-134頁
 - 10 「婦女界」婦女界社、大正8年7月（20巻1号）、92頁
 - 11 同上、大正9年5月（21巻5号）、45-47頁
 - 12 同上、大正11年10月（26巻4号）、38-42頁
 - 13 同上、大正13年4月（29巻4号）、84-86頁
 - 14 「婦人公論」婦人公論社、大正10年7月（6巻8号）、57頁
 - 15 同上、大正10年1月（6巻1号）、82-83頁
 - 16 同上、大正13年7月（9巻8号）、179-183頁
 - 17 同上、昭和3年12月（13巻12号）、31-33頁
 - 18 「婦女界」、前掲書、大正15年2月（第33巻第2号）、インタビュー記事「タイピストから知事夫人に」30-32頁
 - 19 同上、30頁
 - 20 同上、32頁
 - 21 村上信彦『大正期の職業婦人』ドメス出版、1983年、143-150頁
 - 22 大門正克、安田常雄、天野正子『近代社会を生きる』吉川弘文館、2003年、224頁
 - 23 上野千鶴子『家父長制と資本制』岩波書店、1990年、188頁
 - 24 村上信彦、前掲書、214-215頁
 - 25 同上、140頁
 - 26 斎藤美奈子、前掲書、48-50頁。丸ビルで働く女性たちは当時、「丸ビル小町」などと呼ばれており、「職場の花」のように扱われていたという。
- <参考文献>
(書籍)
上野千鶴子『家父長制と資本制』岩波書店、1990年
川口明子『大塚女子アパートメント物語 オールドミス館のようこそ』教育史料出版会、2010年
斎藤美奈子『モダンガール論 女の子には出世の道が二つある』マガジンハウス、2000年
大門正克、安田常雄、天野正子『近代社会を生きる』

吉川弘文館、2003年

東京市社会局編『婦人自立の道』東京市役所、1925年
 (中寫邦監修『近代婦人問題名著選集 続編 第7
 卷』日本図書センター、1982年復刻)

東京市役所編『婦人職業戦線の展望』東京市役所、1931
 年(五味百合子監修『近代婦人問題名著選集 社会
 問題編 第2巻』日本図書センター、1983年復刻)

豊原又男『女子新職業読本』日本放送出版協会、1938
 年(『近代日本青年期教育叢書・第VI期 第10巻』日
 本図書センター、1993年)

橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店、1992年
 深谷昌志『教育名著選集② 良妻賢母主義の教育』黎
 明書房、1998年

フリードリヒ・キットラー(石光泰夫・石光輝子訳)
 『グラモフォン・フィルム・タイプライター』筑摩
 書房、1999年

村上信彦『大正期の職業婦人』ドメス出版、1983年
 湯沢雍彦『大正期の家族問題 ―自由と抑圧に生きた
 人びと―』ミネルヴァ書房、2010年

湯沢雍彦『昭和前期の家族問題 ―1926～45年、格差・
 病・戦争と闘った人びと―』ミネルヴァ書房、2011年

(雑誌)

「婦女界」婦女界社

「婦人公論」婦人公論社

(論文)

小松由美「邦文タイプライターの発明とタイピスト
 ―現代のパソコンに至る20世紀の遺産―」福島学院
 大学研究紀要第40集、2008年

小松由美「近代日本における女性事務職の歴史
 ―19世紀末を中心に―」福島学院大学研究紀要第41
 集、2009年

小松由美「近代日本における女性事務職の歴史
 ―20世紀初頭の展開―」福島学院大学研究紀要第42
 集、2010年

小松由美「20世紀初頭のメディアにみる女性事務職」
 福島学院大学研究紀要第43集、2011年

小松由美「昭和前期の映画にみる事務職女性」福島学
 院大学研究紀要第44集、2012年

福島学院大学 研究紀要

collection vol.45

平成25年3月18日 発行

編集・発行 福島学院大学
〒960-0181 福島市宮代乳尻池1-1
TEL 024-553-3221(代)

制作 株式会社山川印刷所
〒960-2153 福島市庄野字清水尻1-10
TEL 024-593-2221(代)

collection vol.45

Fukushima College

FUKUSHIMA CITY, JAPAN

1. Does Father Involvement Impact on Happiness of Parents and Outcome of Children?
A Comparison between Japan and the U.S. Hisako Nikaido 1
Masumi Nakashima
2. A study on the education in pre-training of social work Terumi kusaka 13
3. Further Contribution of Community Psychology to Clinical Field Makoto Suda 21
4. From curing to rebirth — a consideration of women's energy in postwar,
which is coming back in contemporary fashions Kuniko Katayama 29
5. Explore the rationale for care of the elderly policy in Japan Yuji Takahashi 39
6. The Ideal and Reality for "the Working Women"
—Designing for a New Way of Life as a Woman— Yumi Komatsu 53